



影響がある事柄である、もしこれを不當に侵害するような結果になりますと、これはたいへんなことだという意識を十分持ちながら、公正妥当な線をどこに求めるかということで、且下いろいろな材料を集めましてその検討を、率直に申し上げてまだ事務的検討の段階ではありますけれども、それをやつておるということあります。

○伊藤頭道君 公務員制度審議会は、政府の諮問に対して、管理職の範囲等についてはもうほとんど審議らしい審議をしていかつたわけです。その答申も未施行規定の一部を除いて六月十四日に施行するのもやむを得ない、こういったようなものであつて、管理職等の範囲についても、具体的にどのようなものをその範囲とするか、何ら答申も行なつてないわけです。人事院は、当然審議会で具体的な答申が出るであろうと予測しておつただらうと思うのですが、結論としては、ほとんど具体的な答申は出でていない、こうしたことに対して人事院としてはどうのにお考えになつておるか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これも率直に申し上げますと、具体的な答申が出るのはないが、具体的の答申を出していただければわれわれも相当身が軽くなるが、という感覚を正直持つております。しかし、ともあれ、実際の結果においてはただいまおつしやるような形になつてしまひましたから、もうわれわれが全部この荷物をよつて誠心誠意解決に当たつていなければならぬと、こういう決意を固めておる次第であります。

○伊藤頭道君 審議会の答申の中を見ますと、管理職員等の範囲の決定については、管理職員等に関する規定が職員団体の自主性の確保に直接関連する制度であることに照らし職務の実態を十分把握し慎重にこれを行なうべきであるという意見が述べられているわけです。そこでお伺いするわけですが、人事院はこの実態の把握のためにどのような措置をとつてきておられるのか、こういふ一点、また現在とろうとしておるのか、こういふ

うことが一点と、また、実態を十分に把握して決定に遺憾なきを期するためには相当の期間をかけて慎重に行なう必要があるかと思うわけあります。そこでお伺いするわけですが、人院事など審議らしい審議をしていかつたわけです。その答申も未施行規定の一部を除いて六月十四日に施行するのもやむを得ない、こういったようなものであつて、管理職等の範囲についても、具体的にどのようなものをその範囲とするか、何ら答申も行なつてないわけです。人事院は、当然審議会で具体的な答申が出るであろうと予測しておつただらうと思うのですが、結論としては、ほとんどの答申は出でていない、こうしたことに対して人事院としてはどうのにお考えになつておるか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 審議会の報告中の文言を見るまでもありませんことで、法制だけで見ましてもなかなか正確な判断のできない業種がたくさんござります。したがつて、当然それらについてはその実態の明確をせざるを得ない、ということでおかたがたこれは職種の数だけでもたいへん多くなるわけがありますから、精審、克明にやればやるほどなかなかひまがかり、手間のかかるところでございまして、政令で実施期日をきめられましてもう十日にはなつたわけですから、しかし、なかなかこの間に結論を出すなんということはとうてい不可能であるということは事柄の性質上御理解いただけると思ふわけであります。

いわんや先ほど申し上げましたような重大な問題に触れるところでございまして、したがつて、いやが上にも慎重にならざるを得ないという態度で臨んでおります。したがつて、事務的検討の段階が相当長く続きました、これからわれわれ人事官の会議で検討を始めようということでございますからして、あしたとか、あさつてとかいうようなまだ、めどはここで申し上げられる段階に実はなつております。

○伊藤頭道君 慎重審議することには変わりないけれども、まだ日程をここでお答えする時点まで立ち至つていなかつてございますから、それも無理からぬことは存じますけれども、こよりう趣旨から言つて、十二分に期間をかけて慎重に審議し、公務員の利益に反することのないよう重ねて強く要望申し上げたいと思うわけあります。なお、昨年八月に公表されましたILOの結社の自由に関する実情調査停委員会、いわゆる職員といふものは、具体的にいうと、管理職手

勧告をしておるわけです。この規則制定にあつた

定めないこと、これが重要な要素になると思うので、このことをお伺いしておきたいと思うので

す。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほども申し上げましたように、私どもの基本的態度といたしましては、この問題は職員の団結権の基礎にかかる重要な問題で、この認識のもとに立つて公正な規則を発見すべくとめておるという点でございまして、いま御引用になりましたそれらの文言とも基本においては共通しておることだと思っております。

○伊藤頭道君 人事院は、管理職等の範囲の決定

にあたつて、管理あるいは監督の地位にある職員とは一体いかなる性格を持ったものであると解しておられるのか、その点を明らかにしていただきたい。

○伊藤頭道君 次にお伺いしたいのは、機密の事務に対する手当というような言い方もできる。そ

ういう角度からとらえておりますために、今度のとらえ方とは共通する面もありましょうけれども、合わない面もある、これは当然のことだろ

う思います。

○伊藤頭道君 次にお伺いしたいのは、機密の事務を取り扱う職員について、以前の公務員制度調

査室の方針によりますと、人事とかあるいは労務

あるいは庁舎警備、こういう関係の職員と、それ

から文書、経理の係長以上またはこれに相当する

職員、こういうふうに非常に広範囲にわたつて

おつたわけです。そこでお伺いするわけですが、

人事院としては、このたびこの規則制定にあつ

て、この公務員制度調査室の方針に対してどうい

うふうにお考えなのか。これと全然別個の立場で

あるのか、これを参考にしておられるのか。いや

おつたわけです。

○伊藤頭道君 人事院としては、このたびこの規則

制定にあつて、この公務員制度調査室の方針

に対する考え方を参考にさせておられるのか、そ

ういうことをひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 私自身は、いまよつ

と御指摘の意識をしておりませんで、局長から見

せられてはあとというようなことであるわけでございませんが、したがいまして、先ほど申しまし

たような趣旨で、私どもの立場は立場としてこれ

を潔癖に貫いていきたいという気持ちを持ってお

りますけれども、いまのようなことも、それはも

ちろん先ほど公労委の告示のことも申し上げまし

たが、周辺の事情としてこれは一応参考にするこ

と、これは私が言うまでもないことですが、管

理職員等の範囲についてはこういうことが明確に

なつておるわけです。

「管理職員の範囲を、職員

と一般に呼

ばれて

おりま

すけれども、正式の名前は御承知の

とおり、別の名前になつておりま

して、便宜管理

を

なつてお

るわけ

です。

○政府委員(佐藤達夫君) 管理職手当と一般に呼

ばれて

おりま

すけれども、正式の名前は御承知の

とおり、別の名前になつておりま

して、便宜管理

を

なつてお

るわけ

です。

とはちつとも反対はないであろうというふうに考  
えております。

○伊藤頤道君 この管理職員等の範囲を不適に拡  
大して、一般職員との間にいわゆる組織的な分断  
がもじ行なわれることになれば、これはもう明らかに八十七号条約の趣旨はかえつてそこなわれ  
る。そういう憂うべき結果になるということはき  
わめて明確であるわけです。私どもはかよによ確  
信を持って考えておるわけです。そこで人事院總  
裁にお伺いするわけですが、人事院總裁として  
は、このことをどういうふうにお考えになつてお  
るかお伺いしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど申しましたとこ  
ろによつて御了承いただけると思いますが、いま  
のことばにありましたこれを不適に拡大するなん  
ということは、これはとんでもないという意識の  
もとに陥んでおるわけでございます。

○伊藤頤道君 それではお約束の時間が参りまし  
たので、最後に一点だけお伺いして、私のこのこ  
とに関する質問を終わりたいと思いますが、これ  
は諸外国において一般職員とそれに接着するあら  
ゆる管理職等が同一の団体を結成することをすべ  
て禁止している例はないと私は見ておるわけです  
が、この点は一体どうなのか。外國にこんな同一團  
体を結成することを禁止しておるような例がある  
のかないのかということ、もしもあるとすればど  
こか、こうすることを最後にお伺いしておきます。

○政府委員(大塚基弘君) 諸外国の場合には、組合  
の設立のしかた、運営のしかたが各国相当に違  
りますし長い歴史の中である程度階層別なり職種  
別なりのいわゆるクラフトユニオンというよ  
うなものが中心になつて、それが産業別等に発展した  
過程がござります。したがいまして、その過程で  
実際問題として組合の組織が階層別なりあるいは  
業種別なりという形をとつてきました。御質問の点  
の、法令でもつて禁止しておるかどうかかといふこと  
でございますが、これは私どもの知つております  
限りでは、そう多數はございません。しかし、  
一例としまして、根拠いたしまして、ILOの

条約・勧告適用専門家委員会があり、これが八十七号と九十八号条約に関しますいわゆるゼネラル・リマークスというのをまとめたわけでござ  
りますが、その十五項によりますと、管理職を除外  
しながらも、管理職だけの組合の設立を認めてお  
る場合には、条約に直接抵触するとはしておらない  
い。ここに例示してございますのは、カナダ及び  
フィリピンとなつております。なお、その他にも  
二、三の国があつたということだと思います。  
○鶴園哲夫君 いまの伊藤委員の質問に関連いた  
しまして、短い時間でございますが、若干お伺い  
をし、また要望いたしたいと思います。  
いま伊藤委員が伺いましたように、人事院がい  
ま作業をしておられる管理職の範囲あるいはそれ  
による人事院規則、今後の團結権あるいは労  
使関係の健全な発達のためにきわめて重大な問題  
だと思っております。かかるにどうも人事院のこ  
の委員会でいつも人事院が問題になるときに  
は、給与の問題がなるわけですが、給与について  
は、給与の問題がなるわけですが、給与について  
は非常に調査をされて、たいへんな苦労をなさつ  
て検討も非常に加えられてやられるわけなんで  
すけれども、しかし、今回の問題につきまして  
は、人事院が行政運営上あるいは今日の労使関係  
の確立の上についていろいろ調査をなさつたと  
は、人事院規則でいつも人事院が問題になるとき  
に、給与と同じように見受けられないわけなんで  
す。これは前々から問題になつておるわけなんで  
あって、人事院規則でできるということになつて  
おるわけなんですから、当然いろいろの点につい  
て慎重な調査があつてしかるべきじゃないかと思  
うんです。されども、そういう点について非常に欠  
ける点があるんじゃないかと私は懸念をしておる  
のものが、時間がございませんですから、そ  
ういう点についてどういうお考えを持つていらっ  
しゃるのか、お伺いをしたいわけです。

○政府委員(佐藤達夫君) 調査が粗漏であつては  
ならない、これはもうおっしゃるとおりでござ  
ります。そして、私どもは実態の把握を極力的確にい  
たしまして、そして適正な範囲をきめてまいりたい。  
各省別によつていろいろまた違うということもよ  
くわかりますが、まあ名前が共通だから同じ名前  
でみんな一緒にやつてしまえというような、これは  
まあ極端なことでありますけれども、そういうこ  
とであつてはならないわけでありまして、いまお  
示しのよな趣旨に従つて慎重にかつ周到にやつ  
てまいりたいということで作業を続けておるわけ  
でございます。

わめて足りないと思うんですが、そういう行政組織、各官庁といふものはそれぞれの特色を持つております  
けれども、官庁といふものは特色を持つております  
し、特に労使関係において重大な——何も組合が  
運営をされているわけなんですね。そういうもの  
を何か西一的に取り扱われるのではないかという  
感覚をしておるわけなんです。ですから総裁おつしやるよ  
うなことになりますと、これは私は今までの  
労使関係に大きな混乱を生ずるという点も心配し  
得るわけなんです。ところが、公務員の組合の  
場合には、御承知のように、組織のないところも  
ある。全くないところもある。組織はされている  
けれども、たとえばある官庁でいえば半分も組織  
化されていない。五分の一しか組織化されていな  
い。ところによれば、りっぱに組織化されている。  
こういう労働組合側からいえばそういう歴史を  
持つておられます。その中における、いまのことばでい  
えば管理職の範囲、組合員と非組合員との関係と  
いうものは、それれ二十年の長い間の経緯で、  
労使の間で賢明に処理されてきている。そういう  
ものが私は画一的な方針によってこれは無視され  
るんじゃないかという懸念をしておるわけです。  
で、調査が非常に不十分だという点もあると思う  
んです、確かに。もつと具体的に申し上げるとい  
うのですが、時間がございませんですから、そ  
ういう点についてどういうお考えを持つていらっ  
しゃるのか、お伺いをしたいわけです。

○政府委員(佐藤達夫君) おつしやるとおりでござ  
いまして、私どものほうにも、従来の作業に必  
要な資料といふものは、これはもう自慢申し上げ  
たいくらいに十分に整えておりますけれども、  
今度のような観点からという点になりますと、  
やっぱりこれはいさか不足であるといふこと  
で、これはまあ各省にお願いしましてデータを十  
分に集めていただいて、集めておるわけでござ  
ります。そこで慎重にこれを検討していくと、こ  
ういうわけでございます。

○鶴園哲夫君 各省のその調査というのもです  
ね、これは実はないにひとしいのだと私は見て  
いるのです。各省の調査というの。まあ出せとい  
うことになりますと、それはそれぞれ理屈はつい  
て出てくると思いますけれども、それは私は各省  
といえどもそういうよなデータというものは持  
つていないと、いうふうに見ておるわけです。行  
政管理庁もですね、私はそういう資料を持ってい  
ます。

ないと、こう見ておりますが、そういう意味でですね、そういう非常に資料の不足の中いろいろ検討されるわけですから、たいへん御苦労だと思うのです。で、しかし心配をすることは、しからばこれはもうしやくし定本でいったほうがいいと、これは一番無難だというような点におちいりやせぬかという点も心配しておりますので、そういうことのないよう、繪葉にひとつ要望いたしておきます。

それからもう一つですが、これはまた二回、(国民)

公務員である五現業、これは同じ国家公務員ですが、この五現業の管理職の範囲といふもの、これは昭和二十八年に五現業が発足をいたしまして十余年の歴史を持つておるわけなんですね。その十余年の歴史の中で、労使の間でそれぞれの機会なりあるいはその話し合いの中で管理職の範囲というのがきまつてきておるわけですね。それにしても、これは五現業それぞれまた違います。それぞれ違いがあるのです。同じ公務員であるとあることは、非現業国家公務員でも現業国家公務員でも同じ公務員だということで、五現業の、十余年の歴史のある五現業の労使関係というものは、あるいは管理職の範囲というものを、まあひとつ大きなよりどころにしようかというようなですね、安易な考え方でもこれは困ると私は思つておるわけなんです。で、かりにいま人事院が管理職の範囲をきめたというふうにいたしましてもですね、これは今後の労使関係の中で、それぞれ懸命にあえていく場合もありましようし、どうにこうともいろいろな経緯をたどつていくと思うのですね。五現業が今までたどつてきたと同じだと思うのです。しかし、十余年の歴史を持っている五現業の管理職の範囲といふものが、非常に大きなものはない。非常に大きなこれは差です。団結権はあるといつても、五現業のいう団体交渉権といふものはないのです。が、しかし、同じ公務員た

そういうところからですね、何かこうそこを大きめに、よりどころにされるのではないかという懸念があるわけなんですね。というのは、先ほどから私も申し上げておるよう、調査がきわめて不十分だから、いまままでにないから、だからどこかそういうものに何かたよろうという気があるのではないかという懸念がするのですけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員 佐藤達夫君 先ほど述べましたように、そういうもののもちろん参考にし、ながめはいたします。いたしますけれども、それとらわれることはいたしません。趣旨は趣旨として、われわれのおあすかりしております一般職の国家公務員ということから出発してやはり事を考えていくなければならない、そういう心がまさでおるわけ

○鶴園哲夫君 いま人事院規則が制定されました場合に、これらは今後人々発展していくだらうと思うのですが、そのままであるといふわけはないです。

○政府委員 佐藤達夫君) これはもう御指摘のとおりに、各省部内のそれぞれの都合によつてどんどんどんどん内部規定も変わつていくだらうと思います。また、新しい職務、官職もふえると思ひます。これらは一々こちらに通知していただいて、そのつどこれを検討していかざるを得ないとさうお寺さんは守つております。

○鶴宮哲夫君　だいぶ時間をとりまして恐縮でござりますが、総裁も御承知のように、いま行政の中における職というものの、これは給与法によって決定的に縛られているというふうに私は見ておるわけなんです。職というものは、行政上の職とは非常に違つておる点があると思うのです。御承知のように、あの等級制の俸給表によりまして非常に矛盾がございまして、年々、御承知のように、給与上職をふやしていくくという努力を各省とも一生懸命やつてきた。あるいはまた、人事院としても

それなりの努力をしてこられたわけですね。ですから、給与上の職というのは支配的になつてきておるわけですね。ですから、これは誤りなく見てもらわないと困ると思う。この五、六年の給与の歴史の一一番大きな柱は、そういう給与を上げるためにの職をつくっている。そのため非常に非凡な努力を傾けたわけですから、そういう点は十分配慮していないといけないと私は思つておりますが、その点について総裁の考え方を承りたい。

○政府委員(佐藤達夫君) オッしゃるとおりでございまして、従来は給与のほうに集中してのものごとを考えておったということはまさにそのとおりであります。しかしながら、人事院には給与局ばかりでは実はないわけで、ここに職員局長もおりますけれども、そのほうの責任者もりっぱなのがおります。やはり視野を広く考えておる面ではいまだ恥ずかしいことなかつたと思ひますけれども、しかし、今度は問題が問題ですから、いまおっしゃるようなおことばをさらに体しまして誤りなきを期していかなければならぬ、こういうつもりでおります。

○鶴園哲夫君 総裁、ぜひひとつ、いま私が申し上げたような点について慎重に配慮をいただくようになりたいとおきまして終わります。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。

○先ほどの件につきましては、本日はこの程度といたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、恩給法等の一部を改正する法律案、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

それでは前日に引き続いて三案を一括して質疑を行ないます。  
なお、関係当局の御出席は、細田総務副長官、矢倉恩給局長、大尾敷憲給問題審議室長、武藤大臣省主計局次長、辻同給与課長、嵐山郵政省電気通信監理官、園部日本専売公社職員部長、中西日本国有鉄道厚生局長、飯森日本電信電話公社厚生局長、以上の方々でござります。

安井総務長官、福田大蔵大臣、都郵政大臣は後刻出席いたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

速記をとめて。

〔午後一時五十七分速記中止〕

〔午後二時十四分速記開始〕

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認めます。  
○伊藤類道君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました法律案について賛成をいたすものであります。が、次の附帯決議をす。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
せんか。

付することにいたしたいと存じます。なお、この附帯決議案は、自民、社会、公明、民社各党の共同提案にかかるものですが、便宜私からそのまま趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項についてすみやかに検討のうえ善処することを希望する。

一、今回設けられた調整規定の運用について

は、その実効ある措置が講ぜられるよう適切

い  
ま  
す。

二、現職公務員の給与がいわゆる三万九千円  
六百二十円にて、も多者事務の下二つにて、

ベースとなるとしている経済事情の下において  
恩給がなお、いわゆる二万四千円ベースの段階に残されていることは、当を得たものとは認められないで、すみやかに適当なベースまで引き上げること。

# 一、外国政府職員、外国特殊法人職員の恩給最

短年限をこえる在職年および抑留、留用期間の通算二つ以上の期間を現と認む。

の通算は、ついで各の早期実現を図ること、現行法止のその他の不均衡についても、早

期に根本的解決を図ること。

右決議する。

この附帯決議案の内容につきましては、本法律の審査を通じて明瞭かとなつておりますので、

の審査を通過して販売が可能となる場合を除く場合は、原則として販売を停止する旨を明示を省略したいと存じますが、調整規定の運用

する事項以外は、いずれも従来から当委員会

附帶決議等においてその実現を要望してまいり

ところのものであります。しかるに今日なれば、

を強く要望したいと存じます。

以上附帯決議案の趣旨を申し上げまして、私の

講を終わります。

支那長(熊谷太三郎君)ほかに御意見もないよ。

。おさなすから  
詠説は終局したものと読み

されではこれより採決に入ります。

急給法等の一部を改正する法律案を問題に供し

本案に賛成の方の举手を願います。

〔贊成者舉手〕

女優景(熊谷太三郎君)全員挙手と詠めます  
て本隊は、全命一致をもつて原葉どおり可決

きものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました伊藤君提出の附

次議案を議題といたします。

第一回 内閣委員会會議録第三十二号 昭和四十二年六月二十五日

參議院

問題になるわけなんですね。たとえばいまおつりやられた法律で十人以内ということになつておられますけれど、この各単位組合の会長ですね、井済組合の会長がこの運営審議会を運営する場合に、同数出している場合であつても、可否同数の場合は会長が決するということになつて、会長は運営の上において何といいますか、採決する権限をお持ちしておりますので、十名以内と、こう言つておりますけれども、会長が一名おりますと、十名になるようなこと、それで運営されるといふことになつてゐるようであり、定款等においてそのままなつてゐるんじやないか、こちら辺の事情はちょっと御説明願いたいと思うのですが、私の名前になるようなどうか、私はそこまで言つてゐることが間違ひであるかどうか、うなつてゐるんじやないか、ここら辺の事情はちょっと御説明願いたいと思うのですが、私の名前になるようなどうか、私はそこまで思つてゐる。したがつて、この法律の精神の十名以内、十名以内であれば差があつていいということではないので、なるべく民主的に運営されるような方法が考えられていいと思うのですが、したがつて、いま私が申し上げたように、官側、組合員側五対五の対等で出している場合であつても、いま中したような運営でもつて官側の意思に基づいてできるような仕組みになつてゐる。これが二つ。

それから資料で出されました十五組合のうち、官側の五、組合員側五という対等に出でることころでも、私の調べた範囲においては、大部分のものは五、五で組合員代表というようなことで出でているといふようなことがあります。当局の調べでは対等に出ておるのですが、実際にはそうではないものがだいぶあるようです。これは見解の相違になるかもしれませんけれども、組合員を代表するという人がそういう名目では確かに出ておるのでありますけれども、しかし、それが明らかに官側を代表すると思われるような人が組合員を代表するという名前において出ておる、こういう結果になつておるが幾つかあるようですね。たとえば、外務省の共済組合、これは五、五で出でるというのですが、組合員を代表する五人というのは、どういう人が具体的に出でているの

か、私の調べた範囲ではどうも組合員ではもちろんあるのでありますけれども、ここには労働組合らしいものはないようでありますから、組合員を代表するというものをどういうふうにしてきめていくか、ここに問題があるのです。労働組合関係のないところは、これは、選びようがないという点もありますし、各省は労働組合の代表的な人を何人かずつは入れているわけです。しかし、それは労働組合の代表ということで入れているのではありません。もちろん、組合員の代表という形で入れている。しかし、その組合員の代表を選ぶ方法、手段として、労働組合から推薦した人を入れている。これは個々の組合の所屬長がその推薦を認めて任命している。こういう形をとっているのだろうと思うのです。そういうようなことで私の調べた範囲ではまだいぶんあるようです。たとえて言えば、林野庁の共済組合、これは明らかに労働組合の代表と労働組合が推薦した者が二名、それからもう一つの労働組合から推薦された者が一名、それから特別会計関係の班長クラスで、厳密に言えば、班長というのはまあ官側、労働組合員ではもちろんないわけですね、そういう組合員ではない班長が班長でありまするので、全く官側的な人が一人、それから一般会計のほうからも班長が出ていている。

人の代表で一人出ている、こういう出し方自体で、確かに組合員であることは間違いないが、そういう選び方に非常に問題があるんじゃないかなと、いうふうに思われるのです。したがって私は、大蔵省の調査による官側五、組合員五ということで、形式的にこういうふうに対等に出ているといふふうに言われておりますけれども、必ずしも、対等に出している内容を聞きますと、いと、対等には出でていない。それで運営が一方的に偏しておる、こういうことが言い得ると思うんです。こういう点についてまで、大蔵省の調べでは表面的調べしか私はなされていないと、こういうふうに思っているのですが、いかがでしようか、これでも公平な、公正な運営がなされている、こういうふうに理解されておるんでしようか。

かという問題も起こると思ひます。しかし、問題はそれを比例して選ぶということになりますと、たとえば派出の小さいところの意向が反映しなくなつたり、いろいろなことが起りますので、必ずしも比例するというわけにはいかぬだらうと思ひますが、そこで各省いろいろとそういう点苦心をされて、それで現状のような構成になつておるのだと思いますので、私どもとしては、それに対するおまえのところはこうすべきだということをこちらから干渉するのもどうかということまで今日まで至つております。

○北村暢君 これは組合員の代表として代表五人ということでお出るわけですから、その組合員の意思がどういうふうに反映するかということは、一番大事なんですね。したかつて、組合員の中から推薦委員会でも何でも出して、労働組合が第一組合、第二組合ある、あるいは組合に入つてない者もある、また、一般会計、特別会計の関係で職員団体に入らないものも、ほかのものもある。こういうようないろいろな階層があつて、それから代表みたいなのが出て協議をして、そして比例代表的に出て、まあ一回は出るがこの次は遠慮するとかなんとかでやらないと、やる方法等についていろいろやる方法があると思うのです。ところが、いまのやり方が、そういうような組合員の意思を、任命制になつておるものですから、そういうような民主的な手段を経ればいいんだけれども、もう官側が任命権者が一方的に、ここは二人がよからう、こつちは一人がよからう、全然出ないのは困るから幾ら少なくとも一人ずつ出してしまふ、こういうような非常に便宜主義でもつてやつておる。そして職員の九〇%以上いるところから一人しか出でない、組合員の九〇%を占めるグループからは二人くらいしか出でない、あとの一〇%くらいのところから三人出でる、こういふ結果になつておるのですよね。それは私は民主的な反映のしかたじやないんじやないかと思うのですね。したがつて、そういうものを現実に私は知つておるし、そういうふうになつておる。これ

はやはり選出の方法なりなんなりといふものは、任命権者は十分意を尊重して任命すべきである、こういうことなんです。ですから、私は何かにも一方的にやれと言つてゐるのではなくて、については、これは何人といえども合意できないと思う。ところが、実際にはそうならない、これでは大蔵省が総体的な国家公務員の共済組合については担当の官庁でもありますし、指導面において、これは大蔵省から各省にこうやれといって命令するわけにもいきませんし、いかないでなければ、しかし、各省の協議なりなんなりといふものは、次官会議なりなんなりで連絡というものはあるわけでありますから、そういう面でひとつこのいう希望があつたとすること、ひとつ議題に供して、各省ともその配慮というものがなされ得かるべきだと、こういうことを申し上げてゐるのですけれども、いかがでしようか。

はござりますけれども、最後のところでは、まるでこの辺がバランスのとれた配分だらうといふところに落ちつくということが大事なことでござりますので、不満が出るということのないよう、十分これからも各省にも話をしていくかと思つております。

○北村暢君 この点は各省の権限のことですか、大蔵省どうこうというわけにもいかない問題であることは十分承知しておりますが、しかし、実態は問題ないとは言えない、各省問題があるということだけは私事実だと思っております。なるべく紛争の起らぬいように、ひとつ指導していただきたいという点を要望しておきたいと思つます。

次に、連合会の運営の問題でございますが、連合会の運営については、これは評議員会が議決機関のような形をとっているわけです。その評議員の中から役員を選出する、こういう形になつておるようですが、ただし、理事の何名か、監事の一名ですか、これは大蔵大臣の任命になつておるようですが、その他の理事は評議員の中から大臣が任命する、こういうことになつておるよう理解しているのであります。この評議員が実はすべてこれ官側の人になつておる、元来なつておるわけなんです。この点について、いろいろ衆議院段階でも論議のあつたことは会議録で承知しておりますが、あまり時間ございませんので、簡単に質問したいと思いますが、「評議員会は、連合会加入組合を代表する組合員である評議員各一人をもつて組織する」ということになつておつて、連合会加入の組合を代表する人である、それが評議員——これは二十組合あるようですがれども、その代表するものがすべて官側の人になつておるわけですね。そのために、連合会の運営といふものがどうも一方に偏しているんじやないかといふんな批判があるようです。加盟組合からも、連合会加入の関係の労働組合から相当に強い意見が出ておることは御存じのとおりです。これについて、法律の規定からいって、評議員には、加

審議会の委員の中から任命するようになつてゐる。ですが、必ずしも官側ばかりでなく、いい感じやないか、申し合わせによつて、二十名の評議員の中から役員に出るようになつて、加盟組合の事務を行なう組合員ということになつておりますから、これは共済組合のほんとうの専門家がなるようになつていますね。二十人ですからそれ以外の人も若干おつていいんではなかろう。こういうふうに思うんですが、法律解釈上は官側でなければならぬと限定はされていないと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) お話をのように、法律解釈上は、官側でなければならないというふうには書いてないと思つております。ただ、実際問題をやつておられる課長というのは、ずっとその関係をやっておりますし、運営審議会も、これは監事役をやつておりますし、運営審議会の模様などを全部フォローしておりますから、その単位の組合のいろんな状況を代表して意見を言うのには、その人が一番適しているということだと思いますし、また、形の上でも単位組合の連合会なのですから、單位組合の代表としてそういう事務に従事している者が出来るということがすなは形だらうと、そういうふうに思つておりますが、法律上はそうでなければならぬといふうにはなつておりますが、

○北村暢君 主計局次長、あなたはそうおつしやるけれども、各省の厚生課長に類するような人が大体なつてゐるんですよ。この厚生課長といふのは、共済組合の問題について詳しいとか専門家で、生課長といふのは一年一二年でどんどん人事転換があるといふ人が、必ずしもなつておらない場合だつてあるんですよ。それは担当課長ですから、事情はよく知つているかもしれません。各省の厚生課長といふのは一年一二年でどんどん人事転換

するでしよう。したがつて、あなたのおつしやるよう、共済組合の全くの専門家みたいな人が、その省のことをよく知つて出てくる、そういうふうには私は理解しないです。厚生課長になつてから一ヵ月くらいで評議員にすぐなつちやうんですよ。共済組合のことは全然やつてなかつた人が、厚生課長になつたらとたんに運営評議員になつちやうでしよう。それだから、あなたのおつしやる専門的なことで運営がうまくいくのだというふうには私は考えないですがね。だから、厚生課長であつていいんですよ、大部分の人がそれであつてもいいんですよ。だからといつて、そういう理由には私はならないと思う。それは、課長という任務において、共済組合のことを責任をもつてやっておられることは、それは認めるわけです。しかし、その人が、ほんとうに共済組合に精通をした神様、優秀な生き字引きみたいな人にみながなつておると、そういうふうにはなつていません。全然関係ないことをやつていた人が厚生課長になる場合がたくさんあるんですから、各省の厚生課長——しかも、厚生課長というのは、たいてい特権事務官でしょう、特権事務官が多いですよ。特権事務官というのは、厚生課長なんて本職じゃない、ほかの事務からいうと。そういうことからいうと、あまり詳しくない人だつているわけですよ。それよりも労働組合でも、共済組合問題を五年も六年もずっとやつてきてる人が幾らでありますよ、運営審議委員の中になれば。りっぱな人がおりますよ。そういう人が出ていったって何も……。労働組合出身でやつている人は幾らでもおるのであります。そういう点からいって、実際に民主的に運営するということになれば、評議員の中に對等に、二十人のうち十人出せとは私言ひませんよ。何人か入つてないというと、この前の汚職事件のようなものが役員の中に出るという点も、十分配慮していいのじやないか。まあ、この汚職事件が出たから私はそういう人を入れるということを極端に言つてゐるわけじやないですけれどもね、そういうことを配慮していいんじやないで

しようか、これは各省と違ひまして、運合会はあなた方直接監督する立場にあるわけですね。まあ理事長非常にりっぱな方ですから、間違った運営をしておるとは私は思いません。思いませんがね、しかし、民主的な運営をするということになれば、評議員の中にやはり入れるべきである。官側代表だけで固めているというのは、誤解を招くおそれがある、こういうふうに思います。そういう点からいって、私の言っていることが無理だからどうかということですね、ひとつ見解をお聞きしておきたいと思うのですがね。

○政府委員(武藤謙二郎君) まず初めに、厚生課長も從来共済のことを知らない人が多いので、特に、新任のときはわからぬといいうお話をございました。厚生課長とか厚生管理官というものは、御承知のとおり、わりに新しく設けられたポストでございます。これからあのポストが、年月を経るに従つて、厚生課長あるいは厚生管理官、こういう人の共済に対する経験というものはだんだん深くなつていくと思っております。それから、実情は、どういうふうなことばを使つたらいかわかりませんが、厚生課長のほうは、若い人よりも多年、役所の経験の長い人が多いというのが、全体を通じてみると実情のようになります。

さてそこで、制度論としては、私はやはり、今までのよう共済組合の運営審議会へ出て、監事役をつとめていろんな意見を聞いている人が出るというやり方がほかにも連絡會議があることですし、それがいいのではないかと思つておりますが、しかし、先ほど来お話をございましたように、端的に申しますと、おそらく組合員の意向を直接それは聞けないじゃないか、厚生課長や厚生管理官が勉強をしても、何といつても第二次的に聞くことになる。そのところがまづいのじやないかということがあると思います。そこで今井理事長もいろいろ苦心をされまして、評議員会とは別に新しい会合を持ちまして、そしてちょうど運営審と同じような両方同数というような形でもつて、重要な予算とか事業計画とかいうことを相談

いたしてきております。これから御質問が出るのを先はしって御答弁するのもどうかと思ひますけれども、ことばのついでですから申し上げますと、そこでいままでは試験段階事實上の機関ということですやつておりますが、これは今井理事長も国会でおっしゃられたことですが、これをなるべくうまく運営していく、そうしてなるべく早くこれを定期上の機関ということにしていく、それで先ほど先生がおっしゃいましたよな問題の出ないよう配慮したいということを言つておられます、が、私どももせかく理事長がそういうことで苦心して、今まで事實上の会合を持つております、それを定期上の機関にしたい、そういうことで御心配なところを、直接、連合会が組合員の代表の声を聞く、こういうことでやつみたい、それがいまの措置としてはいいのだ、そういうふうに考えております。

何人かでいいと思うのです。やはり回り持ちに一直到れたほうが誤解がなくていいのじゃないですか、そのように私は言つておるのであって、これは決して無理なことではないし、連合会に入つてない各組合の運営の最終的なものの処理のしかたからといって無理ない運営をやつているわけですから、それで組合代表と官側代表と対等かそもそも若干違うかもしねないけれども、それでやつておる。最終処理やつているわけでしょう、それで何でもない。ところが、連合会に至つては組合員代表といふのは一人も入つていなることは事実なんですね。これはやはり誤解を招くものであり、連合会といえども、やはりこれは組合員の負担金によつて平等地に積み立てたものであるから、運営そのものを民主的にやるという法の精神からいえば、当然組合員を代表するものを連合会の評議員会の中に何人か入れる、連合会の役員にはちょっと組合員を代表する人はなれないようになつてますが、そういう点からいって私は無理のないやり方でないかと思っておるんです。これはひとつ最終的に附帯決議をつける関係もあるので、変な答弁されるというと私は何ぼでもやらざるを得なくなつてくるので、ひとつそちら辺大臣と相談して答弁してください。

私どもやはり制度としては、法律上はそうでないことはいかぬとはなつておりますせんけれども、組合の事務を担当している責任者が単位組合を代表して連合会に出ていくんだ、これはほかにも例のあることでござりますし、これはおかしくないんじやないか。ただ、それでは直接連合会に共済組合の組合員の意向が反映しないじやないかということでござりますので、先ほど申し上げましたけれども、いま今井理事長もいろいろ苦心をされまして、それで仮称で運営協議会といつておりますが、そういう会合を別途持ちまして、そこで組合員の代表とそれから管理者側の代表と同数集まりまして、そうして連合会の重要な仕事でございます予算とか事業計画とかそういうことを相談しております。

そこでいままではこれは事実上の機関でござりますけれども、理事長考えておりますのは、何とかこれを円滑に運営させるようにして、なるべく早く定款上の正式の機関にいたしたい、そう考えておりまし、私どももその行き方がいいんじやないか、そう思っております。

○北村暢君 運営協議会というのは法律に基づくものじやない、したがつて、何か衆議院のほうの速記録を読みますと、今井理事長は協議会といふのは判こ押すだけで、あとのは運営審議会のほうで事業計画なり運営といふものは大体きまるのだ、協議会といふのは判こ押すだけなんだ、こんな説明をされているようですがれども、これは誤りでしわ、あくまでも協議会といふのは定款に設けようと何しようと、これは理事長の業務運営上の意見を聞く程度の、今までであるならば事業計画その他についての説明会式のものなんですよ、意思決定機関ではないのですよ。したがつて、意思決定機関には、単位組合の代表といふ形で評議員会というものが意思決定機関であるのだから、その代表といふのは選び方を各省で話し合をして、二十組合あるのだから、その二十の各省政府の組合が協議をして三つや四つ職員の代表を二年なら二年持ち回りとかなんとかでもって話しあ

差いをすれば、その人を代表として出して何にも差しつかえないですよ。代表であるから職員の出でるから職員の主張だけしかできない、単位組合の運営審議会なりなんなりできましたことをやるのであって、代表であるから単位組合の決定した以外のことは職員側の出身だから職員側のことだけ主張するということにはならないですよ。代表といふことで出るのですから。したがつて、何ら心配する必要はない。そういうことが官側だけの出身者で運営するということにはならないですよ。機関を設けているということころに誤解を招く。したがつて、今日こういう事務局長自身が汚職をやつたり何なりするような事態が出てくる。そういうことも官側だけでやつて、まあまあ主義でやつているからそんなことになる。明らかに運営上百点満点でよかつたらいいけれども、やはり世間から批判を受けるようになつてはいるのですから。しかもそれは連合会の責任準備金にしろこれは明らかに組合員と労使の折半によるものでしょ、掛け金によるものなんです。それで運営されている、当然じゃないですか。運営協議会なんというのは私どもは認めませんよ。そんなもの認めないけれども、理事長がやることは御随意ですよ、定款に認めよう、しかし、これは法律のたてまえからいつて、何としてもこれは議決機関ぢやないでしょ。議決機関の中へは私はやはり入れるべきだと主張している。ほかに理事長の任意でやるものができるからそれでいいんだということにはならないんですよ、どうですか。

ないということだと思います。で、そういう形で相当実際問題としても私のほうの組合ではこういう意見が強いたんだということはいろいろと申しておりますけれども、しかし、さらに直接そういう意見が出る機会があつたほうがいいだろう、そこで評議員会とは別に運営協議会というもので直接そういう意向を聞くということ、それがいま私どもが考えておることでございまして、これで何とか連合会の仕事をうまく運営できるだらうと、そく期待しております。

○新長(新谷大三郎君) 送詠をとめて

ほど理事  
へもらつ

いう状況では極力改善していきたいというふうに考えておりますが、この法で今度入れることになりましたのは、組合の給付がその実質的な価値を維持すると、こういうふうにいたしていきたいと、こういう原則を示したものであります。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。  
○山本伊三郎君 大蔵大臣、各大臣に、時間の関係があるようで三十分というようなことですが、できるだけそれを守つて、特に大臣に必要な問題を質問したいと思います。

○山本伊三郎君 この原則はまあわれわれとしてこれでわかるんです。わかるというよりも、それが具体的にたとえれば、物価が何%上がったらどうこうという一つのものさしがなければ、著しき変動その他、こういう諸事情というものを勘案して、と言われるけれども、この組合員なりまた被保険

のでござりますけれども、これはまた中身になりますと業務の執行の面でございまして、なかなかこれは評議員会あるいは運営協議会が、そこでの防止までということはむずかしいと思いますけれども、先生おっしゃられておられるのは、そういうところでいろいろと不満があるから、そこで何か事があつたときにうまくいかないんじやないかという御趣旨じゃないかと思ひますけれども、これからも運営協議会をもう少し格上げしまして、定款上の機関ということで、よく組合員の意見も聞くということをやつていて、今後はなるべくそういう不満がなくなるように努力していくべきだと、そう考えております。

しません。国会の意思で連合会の運営にやはり官側ばかりでは民主的な運営はできない、こういうのが大多数の意見、またそういう要望が組合員の中にある。これを無視するということはできませんよ。あなた方のその一方的な意見ではいけないんですよ。しかも法律のたてまえからいって厚生課長でなければならないということになつておらない。法律の解釈からいって何にも無理のないことだ、できることだ。あなた、法律の解釈上そういうことを禁止はしていないということをはっきり言っているんですよ。できることなん

○國務大臣(福田赳氏) まあ今日は消費者物価が動いておると、こういう事実がありますが、それが動いたので、きょうもひとつの点の力説の見解を開きたいと思って待つておったわけです。きわめて、第一条第二、これは単に國家公務員共済組合だけではありません。日本の年金制度、恩給法にもこれが入ったわけです。その趣旨とするところは、いわゆる物価が著しく変動した場合には、やるというのですが、このものさしは一体どういうところに持つておられるのですか。きわめて抽象的な文言ですがね。政府としてはこの条文を入れるときにどういう考え方でこの条文を入れられたかという、この点をひとつ政府を代表してお聞きしたいと思うのです。

○國務大臣（福田赳夫君） そこがまだきまつてい  
ないのです。これからきめようと、こうい  
うことなんでござりますが、きめるやり方は、そ  
れは国家公務員につきましては国家公務員共済組  
合審議会があります。それから、恩給につきま  
しては恩給審議会がある、と。その審議会にどう  
いうふうにこれをものさしをきめたら、という詰  
問をいたそなうかと、こういうふうにまあ考へてお  
るわけです。広く皆さんが御納得がいけるような  
ものさしをつくつていただきたいと、こういうふうに  
考へておるわけです。まだ今日どういうふうなも  
のさしといふことを予断していいないのでありま  
す。

長安府、里人田一明齋著

賃者物価  
すが、そ

○山本伊三郎君 審議会とかなんとかというのが政府の隠れみのですね。すぐそこに逃げ込まれると思いますがね。私は審議会がいつころ実は結論を出すか知りません。これはなかなか、結論を出さのに、まず財政の問題、年金の財政の問題等々がこれは基本になると思う。それで恩給については、もうすでにこれが本委員会、採決されたように聞いておりますが、恩給の場合は、国が一方的に財源措置をするのですが、これはまた私はやり方があると思うのですが、其済組合とか、厚生年金、船員年金、国民年金等々、いわゆる被保険者または使用者、これらの負担によって実は成り立つておるのでですね、社会保険という形で。したがって、このものが解決しなければ、なかなかこれは実現しないと思うのですね。この点について、大藏大臣は、こういうスライドをしたときの財源の措置はどうすべきであるか、政府が持つべきであるか、——私はそういう主張をしておるのであるが、その点の考え方にはまだ何もありませんか。

○國務大臣(福田赳夫君) スライドをしたときの所要資金の財源ですね、これは共済制度の趣旨から出発しなければならぬ。こういうふうに思うのですが、その点の考え方にはまだ何もありませんか。

まずして、所要資金は、國の財政力、また組合員の負担力、こういうものを彼此勘案してきめなければならぬ問題である、そういうふうに考えておりたまえになっておるわけであります。したがいまして、所要資金は、國の財政力、また組合員の負担力、こういうものを彼此勘案してきめなければならぬ問題である、そういうふうに考えております。國が出さぬといふのじやないけれども、国にこれを全部負担せしめるべきものである。こういう考え方はいたしておりません。

○山本伊三郎君 あなたまあすでに御存じだと思いますが、現在の共済組合あるいは厚生年金もそうですが、これは被用者年金、まあ国民年金は別にしましよう。

立てる、そうして何年たってやめて、そうしてそれが死んだ場合、遺族までも給付をして、それを償うに足るものだという約束で掛け金をかけておるのである。物価の変動によつて食うと規定しておる平準保険料方式による私は掛け金といふことは、これはそのとき何も組合員にはそういう契約で保険料をきめておらない。それを年金を受給してから、物価が変動したから、現在その人はもうすでにやめておるが、新たな現在の組合員にそれを転嫁して出しなさいということは、少なくとも国家公務員なり、その他のいわゆる年金に規定しておる平準保険料方式による私は掛け金とあればわかる。そこに矛盾がある。現在すでに國家公務員共済組合は、これは三十九年末、四十年末上がつておりますけれども、二千百四十八億という金額、実は積み立てられておる。これはそういう準備金として積み立てておるので、それは本人がやめたときには、そのときにやめたときの価値のある金額として与えられる。したがつて、掛け金かけるときはそれらを保障した契約で掛け金がけているんですね。その後の変動のものまでも負担をさせるということについてはいまの平準保険料方式ではわれわれ納得できない。矛盾がある。厚生年金もそういう形で実はやらされましたけれども、は。一万円年金ということで上げられました。しかし、そのときは段階的保険料方式ということでお五年ごとに一応変えていこうじゃないかということで国会でもいろいろ論争ありましたけれども、まあちょっと低く抑えられたわけですね。そういうところから見ると、国家公務員その他の共済組合においてはこれはもう平準保険料方式ということをとつておる以上スライド制によるところの実は財源措置までも組合員あるいは使用者にこれを負担させるということは私は無理だと思う、その論理からいくと。この点どうですか。

○國務大臣(福田赳氏君) まあ価格変動があると  
いろいろむずかしい問題起りますが、共済によ  
る退職一時金を払うと、こういうよくな際に掛け  
金をした場合には価値の高い掛け金であつたと、  
それであるがゆえに調整規定を発動してかけた価  
値を償う一時金の支給と、こういうことになるわ  
けであります。しかし、その水準がまだ将来続い  
てすることになりますね、でありますするから、そ  
の段階において組合員がその負担に応ずるとい  
うことは、私はまあ筋の通らない話じやない、こう  
いうふうに思うわけであります。

○山本伊三郎君 まあ、時間がないから――ま  
あ、あなた知りませんよ。だからあまりこうい  
ことを言つたって理屈にならぬと思いますがね。  
もう少し十分検討してもらいたいと思う。それは  
なた理解されておらない。あなたの言われるよ  
な方式であれば、これは賦課方式でやらなければ  
から二時間ほどあなたといろいろ論争して結論出  
して、私は結論の分だけ言つとるんだから――あ  
るんですよ、これ。計算しておる。だからそういう  
ものを初め掛け金を出すときには自分があ  
らつて、死んで遺族がもらってそれが終わるま  
で、いわゆる受給者の消滅するまでのものを計算  
をして掛け金を出しておるんですよ。したがつ  
て、本人は言われたとおりに将来もうこれだけ掛け  
金したらえらく生活を保障される。これは生命  
保険なんかと違う。額面の契約でやつてあるん  
じやない。百万円なら百万円と生命保険ではも  
らつたらいいんですけども、社会保険はそうい  
うことではないんですよ。その人の生活をこの程度  
保険なんかと違う。額面の契約でやつてあるん  
じやない。百万円なら百万円と生命保険ではも  
らつたらいいんですけども、社会保険はそうい  
うことではないんですよ。それを物価が社会的変動によつて変動した  
からといってそれを組合員なり被保険者にかける  
ということは間違いだと、まあしかし、数字を示  
してやると、あなたに今晚少なくとも十二時まで

おつてもらわなければなりませんから、そういうことはできませんからもう少し——あなたをわめで頭のいい方ですから、もう少しこれ検討してください。ぼくは真剣に育っているんですよ。いわゆるスライド制の問題についてはその程度にしておきますがね。

次に、これはまあ大臣から特に私はここで一べん聞いておきたい。これはなかなか理解が——あなたはされていると思います。実は先ほど申しました保険料の計算のいま申しました基礎の予定利率は五分五厘ということでいま計算される。これは日本の年金のすべてが予定利率五分五厘になつておる。これが五厘変わりますと、今度六分ということで計算をしますと、いまの財源率、掛け金率が一〇%程度実は低くなる計算ですね、これは。あなたなかなかそういうことは頭鏡いですから御存じでしょう。ところが、実は五分五厘でやつているということになると、結局その五厘だけ、一〇%の財源率をよけい実はかけておるということになるんですね。五分五厘といふこととで政府はこれを規定したという根拠はどこにあるんです。

○國務大臣(福田赳夫君) 政府委員から……。

○説明員(辻敬一君) 予定利率のきめ方につきましてはいろいろと御議論のあるところでございますけれども、組合員加入時からその者の遺族が消滅いたしますまでの長い期間にわたりまして将来の平均的な運用利率ということできめておるわけをございます。したがいまして、長期的な観点に立つてきめるべきものでございますので、単に当面の金利水準によるべきものでは必ずしもなからうと、そのように考えております。

それからこれは共済年金ばかりじゃございませんで、厚生年金等含めまして各種の公的年金、すべて五分五厘ということでやつております。将来の金利水準の低下傾向なり今後の経済金融情勢の見通し等に立ちまして五分五厘ということでやつておるわけでござります。

○山本伊三郎君 大臣はそのとおり言われたと  
思つておりますからね。将来、平準保険料方式で  
いくんですからね。将来、五年ごとにこれは変え  
ないというなら私は納得するんですよ。この間も  
言つたように、五年ごとの情勢によつて変えると  
いうんですね。保険料変更するといふんです。た  
めに死亡率が非常に減じて平均余命が長くなつ  
たからということでの間を変えたんです。これは  
三公社も変えたんです。五年ごとに変えるならば  
過去五年ぐらい、また将来五年ぐらいの日本の金  
利状態といふものは大體省つかんでいると思うん  
ですね。それだけに将来を見てということについ  
ては私は異議があるんですよ。将来においてこれ  
を変えないんだ、保険料変えないというなら私は  
納得しますよ。もしこれが五分五厘より低くなつ  
て、日本の低金利が実現して五分なり四分五厘と  
いうことになつてくれば、これは当然私は政府は  
変えてくると思うんですよ、逆に悪くなれば、い  
い間だけは将来見積もつて五分五厘だ、低目に押  
えるのだと、こういうことは私は納得できない。  
政府はすでにこの四十年度から公債発行されたで  
しょう。これは七年の償還ですか。それがあんたた  
金利は幾らにしました。おそらく七分近くなんで  
しょう。政府の発行する国債が六分九厘何とかと  
言つていますが、七分近くですね。そういうもの  
を、政府の出す国債がそういう高金利で出してお  
いてですね、組合員から取る金利は五分五厘ぐら  
いで抑えるんだ、掛け金の基礎となる計算は五分  
五厘で抑えるんだということはその点に矛盾があ  
るんです。したがつて、将来長い展望でこれは何年  
たつても変えられないんだと――三公社の場合で  
もそういう規定がない、十年間。今度変えられた  
んですが、国家公務員、地方公務員は五年ごとに  
変えると、こう言つておるんですね。それならば  
保険料正確に出すならば、やはり現在の実情、運用  
状態から見れば六分なら六分と、私は一厘や二厘  
ぐらいある程度余裕を見ていいと思いますけれど  
も、五厘違えば一〇%の財源率が違うということ  
は私は取り過ぎだと思うんです。この点は私は太

○國務大臣(福田赳氏君) いま一般の金利情勢は低下の傾向にあるわけです。御承知のとおりです。国債政策をいまとつておりますので、金利情勢が上がるということは考えていないわけです。  
○山本伊三郎君 アメリカは上げました。  
○國務大臣(福田赳氏君) アメリカと日本は違います。アメリカと日本はこれは金利政策は遮断してやつていくと、こういう大方針でいつておるわけがありますが、まあ多少の波はあるうと思ふんです。あらうと思いますが、これはもう大体において低下する傾向にある、こういう判断をいたしておるわけでござります。国債もですね、いま、もう今度次に出す公債はどうだというようなわけにいきませんけれども、これも私はだんだんと下げていく傾向に持つていただきたい、こういうふうに考えておりますので、いろいろな保険関係において採用いたしている五分五厘、またそれに基づく掛け金といふもの、これは変更するということは相当の大問題であり、よほどの慎重な検討が必要な問題であろう、かように考へておるわけであります。  
○山本伊三郎君 それじゃまだ帰らせません。過去ずっと五年なり、あるいは公社関係は十年やつてきた、これは聞いていてくださいよ、実績がまた実績実は六分以上になつておるんですよ。そのほかの要素はすべて実績に立つてきてやつて、この予定金利だけは実績を知らない。私はそれを言つて金利だけは実績を知らない。私はそれを言つてゐるのですよ。あなたの言われる低金利政策は賛成ですよ、社会党は。日本の金利はいつも高いということを言つておるから、私はそれは賛成です、あなたの言われることは。しかし、実績主義で、ほかの要素は、死亡率は実績で下がつたのだ、それからこれは脱退率がこれも実績で上がつてきたのだ、こう言つて、保険料の上がる要素は全部実績でとつてきておるのです。保険料の下がる要素の金利だけは実績をとらないという点、ここに私は矛盾があるということだけを言つておる。そういう

うものがやられるならば、私はすべて将来を見通す。したら、こんなやつは上げる必要がない、将来どうなるかわからない、現在非常に死亡率が、平均余命が長くなつたから、しかし、将来はどうなるかわからない、傾向はわかりますよ、金利の傾向もわかる、そういうことはわかる。実績主義をとるならば、おののおの実績主義でやられたらどうかということが私の最後のことばです。片一方は実績だ、金利だけは将来低金利になるのだから、将来を見通してやる、低金利でやるのだ、矛盾しているじゃないですか。この点だけです。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。  
○山本伊三郎君 けつこうです。

○北村暢君 先ほどの共済組合連合会の運営の問題についての評議員会の民主化の問題について、職員代表と思われる人も若干入れるべきである、これは長年要望のある点でござりますが、ひとつこの点についての論議は、先ほどからいたしましたから、最終的に大臣に若干この点についての所見だけお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(福田赳夫君) 先ほどの北村さんのお話を伺つて、お気持ちは、私もよくわかりました。ただ連合会は、各単位共済組合の連合体なんですね。あなたのおっしゃるお気持ちが、単位組合段階のお話だと、私ももつとのような感じがします。しかし、いまお話しになつてゐる現実の問題は、その連合会の問題だというところにちよつと私も割り切れぬものを感ずるわけであります。なお私も考えてみたいたいと思いますが、どうもいまこの席ではうまく私の頭に入りかねる、こういう状況でござります。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。

○國務大臣(福田赳夫君) それでありますから、いま私は割り切つた答弁はいたしかねるのであります、よく考え、よく検討してみる、こういうふうに御了承願いたいと思います。

○委員長(熊谷太三郎君) ほかに御発言もないようです。ござりますから、両案につきましては、質疑は尽きたものと認めます。

それでは、これより二案を一括討論に入ります。御意見のおありになる方は、賛否を明らかにして御発言を願います。

○北村暢君 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となつております二法案について賛成するものであります、この二法案に対しまして、自

民、社会、公明、民社各党共同提案にかかる次の附帯決議案を提出いたしたいと存じます。

まず附帯決議案を朗読いたします。

昭和四十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、以上二案に定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項につきすみやかに検討の上善処すべきである。

一、今回設けられた調整規定の運用については、その実効ある措置が国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合を通じて統一的に講ぜられるよう適切な配慮すること。

二、通算及び加算の措置については、恩給制度と共済組合制度との間にある不均衡を是正するよう総合調整を図ること。

三、短期給付については、医療費の増加に伴い組合員の負担が過重にならぬよう国庫負担制度について配慮すること。

四、国家公務員共済組合連合会の運営の適正を図るため、現行評議員会を抜本的に改め、職員団体の代表者を含めた機関とするようすみやかに適切な措置を講ずること。

五、本年十月末日期限の到来する男子の退職一時金と通算年金の選択制については、通算年金制度創設の趣旨を勘案しつつ、その実情を考慮して期限の延長を図ること。

右決議する。

この附帯決議案の趣旨は、当委員会の審査等によりすでに明らかでありますので、説明を省略します。以上でございます。

○委員長(熊谷太三郎君) ほかに御意見もないようございますから、討論は終局したものと認めます。

それではこれより採決に入ります。昭和四十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による法律案、昭和四十一年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、以上二案を一括して問題に供します。両案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(熊谷太三郎君) 総員举手と認めます。

よって両案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました二案に対する北村君提出の附帯決議案を議題といたします。北村君提出の附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(熊谷太三郎君) 総員举手と認めます。

よつて北村君提出の決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し発言を求める所までござりますので、この際これを許可いたします。福田大臣。

○國務大臣(福田赳氏君) ただいまの附帯決議につきましては、政府としては、御趣旨を勘案してよく検討することにいたしたいと思います。

○委員長(熊谷太三郎君) 郡郵政大臣。

○國務大臣(熊谷太三郎君) ただいまの附帯決議につきましては、政府としては、御趣旨を勘案してよく検討することにいたしたいと思います。

○委員長(熊谷太三郎君) 附帯決議につきましては、御趣旨を体してよく検討さしていただきま

す。

○委員長(熊谷太三郎君) それでは二案につきましては、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(熊谷太三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。

○委員長(熊谷太三郎君) 防衛施設周辺の整備等のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、昭和四十一年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、以上二案を一括して問題に供します。両案に賛成の方の举手を願います。

○委員長(熊谷太三郎君) 総員举手と認めます。

よつて両案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました二案に対する北村君提出の附帯決議案を議題といたします。北村君提出の附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(熊谷太三郎君) 総員举手と認めます。

よつて北村君提出の決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し発言を求める所までござりますので、この際これを許可いたします。福田大臣。

○國務大臣(福田赳氏君) ただいまの附帯決議につきましては、政府としては、御趣旨を勘案してよく検討することにいたしたいと思います。

○委員長(熊谷太三郎君) 附帯決議につきましては、御趣旨を体してよく検討さしていただきま

す。

○國務大臣(熊谷太三郎君) それでは二案につきましては、政府としては、御趣旨を勘案してよく検討することにいたしたいと思います。

○委員長(熊谷太三郎君) 附帯決議につきましては、御趣旨を体してよく検討さしていただきま

す。

○委員長(熊谷太三郎君) 附帯決議につきましては、御趣旨を体してよく検討さしていただきま

す。

○委員長(熊谷太三郎君) 附帯決議につきましては、御趣旨を体してよく検討さしていただきま

す。

○委員長(熊谷太三郎君) 附帯決議につきましては、御趣旨を体してよく検討さしていただきま

す。

の法の精神によつて当該事業主体に対して補助をする」とわれわれは解していいですね。

して、間接的、市町村に対する補助ですから、その場合は間接的な事業主体としては認められます

けれども、直接補助対象にあらずして、それは間接的なものと解していただきたいと思います。

○山本伊三郎君 ちょっとと私聞いたニュアンスと違うのですがね、補助金を出すというのは、やはりこの事業主体であつて、市町村を通じてやることではないですか。

○國務大臣(松野頼三君) この法文は、市町村に對して補助金を交付する、したがつて、その先に、その事業主体であるそういう团体に金が行くということは当然なことかと思いますが、いきなり農業協同組合に補助するという形は、この第四条の場合にはとりません。市町村に対する補助金であります。したがつて、その事業主体がただいまお示しのような事業主体であることはさしつかえありません。補助金の対象は市町村長であります。

○山本伊三郎君 これは速記に残していただきますが、たとえば列挙をしました土地改良区とかあるいは森林組合、これは一部事務組合に該当しますが、その森林組合等々でございますが、それが現実にこの第四条に相当する民生安定施設をしたとしますね、そのものに対して市町村を通じて、市町村に出す。そこで市町村が任意にそれを

それに対する政府の補助があると見ておるのであります。その申請に応じて私のほうは補助金を認めます。その申請に応じて私のほうは補助金を出します。その申請に応じて私のほうは補助金を出します。

○國務大臣(松野頼三君) 市町村はその管轄区域の各種団体から該当するものについての申請を受けます。

が、それはそういう事業主体に對してではなくして、市町村に出す。そこで市町村が任意にそれを

認めて出すなら出します。出さなければ出さない、こ

ういう意味ですか。そうじゃないでしょうか。

しょう。それを事前に、市町村長を通じて出して  
いただいと、それに対しても補助金を差し上げるの

ですから、それがかつてな納付金みたいな、そういうものじゃありません。

したから、そういうことにいたします。ただそこで、この法文だけでは実は当該事業主体の団体からそういうものを申請したり、そういうことの手続きの規定が一切考へられておらないのですが、こ

○國務大臣(松野賴三君) 一般的行政の順序とし  
ればどういうことで、行政措置でやられますか。  
その点明らかにしてください。

て、この法文で非常に手続があるいは最初のことでおわかりにならなければ、施設庁長官通達を出してしましてそういう趣旨は法律に合わせて指導要綱として通達を出します。

○山本伊三郎君 それぢや、問題はこれで一応認  
識が一致したと思います。したがつて、これはあ  
とで各党の附帯決議も考えられておるようであり  
ますが、附帯決議が、どうせ私は抽象的なものに  
なると思いますので、いま私の質問と大臣の答  
弁、これがひとつ将来的の運営について重要な問題  
でありますから、ぜひその点をひとつお願ひをし  
ておきたい。

それじゃ、私はこの法律案についての質問は、  
以上で、時間の関係もあるし、あと質問がありま  
すので、これで終わりたいと思います。

私が言うと、また持ち出したかと言われますが、北富士の問題ですが、これはもう時間がないからしつこく言いませんが、今日までの経過だけちょっと説明を、大臣でなくともけつこうです。

○政府委員(小幡久男君) 北富士につきましては、どうも山本先生御承知のように、從来から問題でございまして、問題が大別して二つになるかと思います。一つは入り合い問題、もう一つは将来的の民生安定をどうするか、この問題でございまして、入り合い問題につきましては、江崎、藤枝長官の精神を尊重いたしまして、入り合い慣行を尊重していきたいという観点でやっていますが、

まだ落着しておりませんのは非常に遺憾でござります。

民生安定につきましては、これは非常に力を入れまして、ことにいま御審議中の法案等も考慮いたしまして、山梨県に直接私も首脳部とたびたび

接触いたしまして、しかるべき民生安定の重点施策が出てくるようにならからもお願いし、またわれわれも協力すべき点は協力したいという腹で現在やっています。

○山本伊三郎君 この北富士の問題は、相当赤城  
防衛庁長官の当時からいろいろと論争してしまし  
て、藤枝防衛厅長官のときに入り会い慣行として

一応認めるということになって今日に来ておる。それをもとにして実損補償というものがてきておると思いますが、そのときもとこれを受けたておつたらよかつたのですが、われわれはそもそも

も入り会い権といふものは慣行から来たところのものである。したがつて、入り会い慣行といふものは一つの権利体としてはなくとも、やはりそれに準ずるもののが存在しておる、こういうわれわれの見方であったのだが、まだこの問題についてはわれわれと防衛庁の間には意見の一一致はしておりませんが、きょうはこの問題は取り上げませんが、そういう点も十分検討して、早急にこの問題

の解決にひとつ努力をしてもらいたいと思いますが、大臣の見解をひとつ……。

通しまして、諸般の進展はあると私は思います。すでに東富士の問題も多年の懸案でしたから、各関係者の協力により今日ある程度解決したもの、またしつつあるものもございます。同じように、長い間の紛争問題ではありましたが、私は近いうちにこれを各関係者、関係機関及び施設庁を通じて、私はこの解決は近いものだと、実は見通しは明るく持っております。

決定をしている四十年度ですか、三十年度もそうだと思いますが、実損補償のこれを支払つていな

い。悪くとると、兵糧攻めにして、そうして弱らしておいて政府の言うことを聞かそうじゃないかというような、これは勘ぐつておるとかそういう

ことではないが、三十九年度も過ぎている、四十  
年度も過ぎたのだから、それだけのものは支払つ  
てやるべきだと思うが、どうですか。

（政局委員会幹事長）これが分かれば次のうに、入り会い問題につきましては、昨年からいろいろな問題がございまして、現在なお終局の解決を見ておらないのでござりますから……。補償に

つきましてもわれわれは払いたい。ところがこれは御承知のように、手順といったしましては、補償請求がございましてから払うということになつております。ところが、現在まだ基本的な問題につき

まして係争があとを引いておりまして、実際問題いたしまして、現在は補償請求が出ておりません。しかしながら、補償請求が出ていないから払わないということは、行政官庁としては、積極性を欠くというので、私はすぐに補償請求を出してくださいということを出先の官庁に勧めていたしまして、大体関係方面には連絡をしております。したがって、補償請求が出来ますれば実態調査の上すみ

やかに支払いたいというふうに考えております。  
○山本伊三郎君 了解しました。

きますが、北富士の演習の歴史というものは相当古いのでございますし、入会権の問題も年々いろいろ変遷しておりますが、住民の立場からいようと、それはもう非常に執着と申しますか、熱望でありますから、この点は十分考えていただきたいと思います。現在施設庁長官の言われた四十年度、三十九年度のこれはひとつそく支払うように、これは別ですから。これを支払ったからこの問題が解決したということではないのですから、その点はひとつ特にお願いしておきたいと思います。大臣がそれを承認していただければよろしいと、いうことだけ言つて、私は質問を終わります。

○國務大臣（松野頼三君） よく御趣旨のこととはわざまえまして、前進適用をはかりたいと思います。

○委員長(熊谷太三郎君) ちょっと速記をとめ  
て。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起として。  
○鬼木勝利君 この防衛施設周辺の整備等に関する法律案ですが、私は本法律案の提案された経緯について、これまでお話を伺つて、この問題に対する私の見解を述べたいと思います。

にこしてますこと、長官にお尋ねしたいと思ひます。

あつたところです。私も本委員会で、志賀防衛厅長官、それから福田さん、こういう方々にたびたびそういうことを要望したが、そのつど、研究いたしておりますと、早急にそういう法案をつくり

いたいと、そして皆さんにおはかりしたいと、こういう答弁であった。ところが、非常に私が疑問に思いますのは、去る三十七年の暮れに、いわゆる自民党の赤澤試案と、こういうようなものを検討された結果、基地行政は立法措置をする必要はない、従来どおりの行政措置で、いわゆるケース・バイ・ケースでやっていけばいいじゃないかと、こういふ話になつておつたと私は記憶しておる。

ところが、それがまた再び昨年になつて態度を豹変して、立法化の線に踏み切られた。しかも、で  
きたこの法案を拝見しまするといふと、まあ私、

○國務大臣（松野穎三君）　この法案は、御承知のとく、池田内閣の当初から、立法の要望が全國の関係者から希望があり、また、院内におきましても、各党から立法の案あるいは要求が出ており、そのうちの一つである赤澤試案を賞賛するんじやありませんけれども、あの赤澤試案よりもずっと後退した中途はんぱな法案だと私は思う。その経緯は、どういうところです、そういうことになつたのか。われわれは盛んにそういうことを要求した、にもかかわらずやられたいときめて、また再び昨年からこういうことになつたというその経緯について、まず長官のお答えをいただきたい。

ました。ある党からは、みずから試案的なものも出でおりました。しかし、いずれにしましても、わが党としても赤澤試案というものが出来ました。一番むずかしかったのは、この行政が各省にまたがるということです。このために、各省ともおのずから自分の行政範囲というものにこれが関係がある深い。そこで、大体主管省はどこにするかというので、各省連合の幹事会というので、立法の前に行政的にやつておきました。しかし、いずれにしましても、基地というものの認識がだんだん深まってまいりましたので、この際一挙に立法に踏み切らうということで、急転直下、かねての要望——相当いろんなこともありますですが、各省の協力をまず一致して立法化するということにきめました。したがって、今回の法案の中に政令事項が非常に多いという特徴が、長所でもあり、短所かもしれないません。しかし、その法の内容が、御承知のような経過と内容なものですから、政令ということが多い数入ってきたというので、これが出来まして、赤澤試案よりもいか悪いか、いいところもあれば、悪いところもあります。赤澤試案の特徴は、御承知のとおり、審議会をつくつて、その審議会において議論するというのが特徴であります。今回は、いきなり政府自身が責任をもつてやろうと第一線に出た。これが長短いずれに批評されるか、これは個々に違いますけれども、やはりそれが大きなか赤澤試案と今回の立法の違いで、いずれにしましても、ここまで踏み切ったことは政府としては相当英断であることは、これは間違ひございません。このような法律案は、なかなか、ほかの、今までの法律案と非常に違つておる。それは、非常に多岐多様で、施設庁の所管すべきもので多いようになります。それを各省一致して基礎の際立法に踏み切つた、これが経過と赤澤試案との対比の特徴であります。

○鬼木勝利君　たぶんそういう御答弁であろうと  
いうことは私予想しておりましたが、長官は非常に  
に頭がいいので、私があとで尋ねようと思うこと  
をみんな答えられた。なかなか早いから。まあ、  
しかし、ゆつくりひとつやつてください、落ちつ  
いて。

それは各省とも関連性が多いということは、これは当然わかりきったことで、そういうことを勘案されて、すでにかねてから研究をされておつたのだろうと私は思いますが、どうもいまあなたの御答弁では、各方面の要望が非常に多いからこういうことに踏み切つたと、急転直下そういうことに踏み切つたと、こうおっしゃるけれどもその点がどうも私も疑問なんです。当然この法案の提案については、われわれはもうかねてから望んでおつたのでありますて、ところが、昭和三十七年に、立法措置をとる必要はないんじやないかと、ケース・バイ・ケースでいこうじやないかときめられておる。それがまた急転直下したと、そこに私は、ほかに大きなこれには原因があるんじやないかと。それはむろん池田さんから佐藤さんにかわつたと、だから多少の考え方は変わつたかもしれないけれども、関係地方の地方公共団体の強い要望があつたからという、その理由は私はわからぬ。それはずっと以前からそういう要望は強かった。われわれも要望したのです。それが急転直下になつたからといふに、そういう要望があつたからということは私はおかしいと思う。そうじやなくして、もつと政治的理由があるんじゃないかと、こう私は考えざるを得ない。それは一九七〇年の安保改定期に備え、いわゆる国民に対する鎮静剤的役割りを果たすためにこういうことを急に思い立つたのじやないか、こういうふうに思われるんだが、率直にひとつ長官その点を答弁してください。あまりにあなたの方の態度の豹変が疑問に思うのです、私はどうですか。

は、国民の防衛意識というものがある程度国民の中に前進して、安定感を持ったと思います。防衛意識が前進したと。したがって、それならうならば、そういうものだらうと思います。一九七〇年を目指したわけじゃありません。逆に、だんだん国民に防衛、それから基地というものについての理解が深まつたと、これが私は、この一つの、言おうならば、政治的にこの法案をどうしても――また、国民に十分これを受け入れてもらえるはあるでありますし、また、あってもふしきはないと、また、國民もそういうふうな一つの変転が今日あると。私は、それは一つの大きな、政治家として、提案者というよりも、政治家同士の腹を打ち割つて言うならば、國民の中にそういう空気がすでに非常に高まつてきておるということは、一つの政治的意味から言うならば、私はそれは一つの要素であったと思います。

○國務大臣（松野謙三君） だんだんのあまり脇を開いた御質問ですから、胸を開いてお答えしますが、今日、自衛隊というものはだんだん国民に親しまれてきた。ただ基地問題だけはどうもいかに自衛隊びいきでもうなづけないという気持ちは、それは関係住民にあります。自衛隊は好きなんだ。しかし、おれのところの橋をこわされちゃ困る。これはおそらく党派のいかんを問わず、保守党の人だろうと、党派のいかんを問わず自衛隊の親しみはふえてまいりました。社会党の方もだんだん党内には自衛隊の認識が深まりつつあると私は思います、いろいろの草案が出つてありますから。これは言うに言えない世論であって、いい悪い議論ぢやないと思いますが、ただ橋をこわされてそのまま置いておかれたのでは困る。これは党派ぢやありません。したがつて、そのようなものは補償の要求をしたり陳情をしたりして、今まで橋の修繕を要求をしたり陳情をしたりしました。それではあまりに御迷惑をかける。権利義務はわれわれが負うべきものは負う、こういう一線ある、やりにくい行政です。これが各省認識されたと思います、基本としては、国防と自衛隊に対する国民の認識、それが各閣僚、各役所に反映をして、やはり基地は大事だ、やらなければならぬという空気に急転直下なった。文章を読みますと、なかなかこんな文章は役人は書いてくれませんが、私は、ほんとうにすなおに答えるならば、そういうことが大きな進展の原因であった。言うならば、国民の認識がこの法案の立法を促進したかぎであつたと私は思います。



そういうものは追加して、こうというふうなことは各地区から共通した要求でございましたので、これはできる限りこの政令でもつしていくというふうに措置いたしております。

それから第四条 これは本法の新しい規定でございますが、これは非常に各市町村から熱烈な要望がありまして、直接相当因果関係がなくとも防衛施設があつて、その全体の運用から非常な迷惑がかかるという場合には、市町村でいろいろ選んだ施設について、妥当なものがあればひとつ補助をしてくれ、市町村の発意と責任において項目を選んでくるから、それに対し措置してくれといふふうな御要求がございまして、そういう点も十分に考慮しまして、第四条はつくております。○鬼木勝利君 それは先ほど私が申し上げましたように、今までの去るまことにござる方々の意見を参考して、今度の法律案はござります。

るが、その中でも、ようやく、四条のみがこれが  
新しくできた規定だというふうにわれわれは解釈  
する。これは私が先ほど申し上げたとおり。それ  
はあなたから聞かなくともわかつておるが、とこ  
ろが、この第四条は非常に歓迎を受けておるとい  
うようなお話をですが、予算はわざかに五億しかつ  
いていない。それで完全にできるとあなたの方考  
えていらっしゃるのですか。わずかの五億で、そ  
の点をひとつ。大体、こんな大事な法案が、これ  
が一枚看板だということをあなたはおっしゃつ  
て……。

○政府委員(小幡久男君) 五億という予算もことに初めて取ったのでございますが、もちろん、もとより、五億では十分とは思いません。しかしながら、現在、われわれの試算では、大体、第四条の対象になる市町村が約六、七十でございますので、それで割っていただきますと、決して市町村にとつては少ない金でもないという感じがいたします。なお、これは将来、必要に応じて増額をしていきたいと考えておりますが、地方交付金等も発足の当時は四億か五億であったのではないかと、いうふうに考えておりまして、まず発足はこの辺

のところから進んでまいりたいと考えております。

○鬼木勝利君 ところが、どうもそこらが私らが納得ができないところなんです。これは新しくでございましたから、予算はことしは新しくついた、去年はついていません、ついていないことはあたりませんんで、初めていまこの法案をつくるといふのに、去年、この法案がないのに予算があるはずがない。そんな子供だましのような答弁では困る。

それから先ほど長官は、各省との意見の調整が非常にたいへんだということを言われたが、どういう点に各省との意見の調整で難航したか、難航した問題点をひとつ……。

ます。当初は次官レベルで構成しております特別幹事会で、地方交付金もこの法案と一緒に所管にして、第四条と両々相まってやつてはどうかという意見も出たのでござりますが、これにつきましては、自治省のほうから、地方交付金はおのずから第四条による施設の補助というものはその趣旨、目的を異にする面が相当あるのでという議論が出来まして、特にこの点が一番争論になりまして、現在のような姿で自治省に地方交付金を残しまして、第四条は施設補助一本で進むということになつたわけであります。

○鬼木勝利君 そこらが、今回、基地交付金が本法案から除外された、抹殺をされた、そういう点が私は骨抜きになつたのだと、なぜ内閣の強い政治力で防御できなかつたか。そうしてしかも四条ははねずかに五億しかつていない。そういう点に私はこの法案が骨抜きになつてゐるということを申し上げてゐるんです。一番あなた方が大事なことを言つてゐるところが弱体になつてゐる。それはどうお考えになりますか。

施設といふものに関連して自治省が出しております  
して、その施設が非常に飛行機によつて障害を与

えるとか、あるいは射撃によって障害を与えるといふことは抜きにして、施設があつて国有財産があればその施設を管轄の市町村に一定の金を支えることに重点を置いております。いわば施設の静的な面に着目しております。ところが、第四条のほうは、その施設のそついた静的な面ではなくて、飛行場はどういう障害があるだらう、あるいは射撃場ならどういう障害があるだ

もうというふうに施設の動態的な面についてこれ  
は配慮を示すという案でございまして、両方相  
まって自治省とよく協議してやっていくならば、  
一つでやるほど完全になるようにいかないかもし  
れないけれども、大体において所期の目的を達し

○鬼木勝利君 時間がありませんから、それも私は納得できないけれども……。  
それからこれは先般からも大事なところで問題になつておるので、なおあとで詳しくこれを聞きたいと思うのですが、特損法とこの本法案とが別建てになつていて、特損法は現行のまま残しておくが、なぜ残していくのか、結局特損法を別建てにしておくと、從来から問題になつておった米軍基地と自衛隊基地との取り扱いの差というものが依然として残つていると思う。永久に残つて問題を今後には残したものとおもいます。

いくと思う。そうすると、あなた方は、それは本法案の第二章に載せております、と言われるかもしれないけれども、私は特損法を別建てに残しておる以上は、自衛隊基地と米軍基地との両方の差というものは依然としてやはり残っていると思う。そういう点はどういうふうにあなた方処理しようと思つていらっしゃいますか。

○政府委員（小幡久男君） この点も先生御指摘のように、当初は一本にする案も確かにございました。しかしながら、いろいろ法案作成の過程におきまして議論をしております中に、従来の特損法というものがやはりそれなりのできた意味があ

る。非常に法律としてはできがよくありません」とは、占領軍の占領当時につくつたので、事こま

かく書き過ぎておつたり、あるいは現在から見ますと、その内容がほとんど実態のないものがござります。現在あの特損法を新しく書けばこうなるというふうな見地から見ますと、相当法律技術的には問題がございますが、現存しておりますでに国民になじんでおるこの法律を、法律技術の見地からだけ簡単に改正することはいかがなものだらうかという意見が出来まして、今度は自衛隊だ

けを第九条に書いたわけでございます。両方とも、法律技術的には今度のほうが進んでおりますが、法律、政令と両方まとめて検討いたしますれば実態的には変わりがないというものが現状でござります。

○鬼木勝利君 実際変わりがない……、変わりがないと言うのだったら、別建てにしておく必要はない、ないと思うのだ。これは別建てにしておくといふのは、何かそこに変わつたものがあるから別建てにしておく。それは自衛隊基地と米軍基地だからあなたの方そうおっしゃると思う。これだつて問題があると思いますが、これはまたあとでお尋ねいたします。大体の経緯はそれで……。

次は、本法の内容についてちょっとお尋ねしたい。これもすいぶん問題になつておる問題でござりますが、政令の委任事項が非常に多い。私はこのように政令の委任事項が多い法律はほかに見た

ことがないのです、不敏にして。單に多いだけではなくて、内容的な事項もすべて政令に譲られておる。これは本法案の成否はすべて政令の内容いかんにかかっておる、こう言つても過言でない。そつなりますと、こういう点から考えましたとき、本法案の審議には当然政令案が添えて提出されねばならないと思ふ。それで、本法案の審議には、政令案を添えて提出されるべきであると私は思う。

直ちに私はこの委員会に政令案を添えて提出したいと願ひます。どういうふうにあなた方の意見になつておるか。

○政府委員(小幡久男君) 政令が多いことは事實でございますが、これにつきましても本法によつては考慮になつておる。

問題とかそう簡単に解決できないものが地方別に起つたりいたしますので、そういう彈力性を与える意味から政令に若干の道を残したほうが多いのです。現在我が省と折衝いたしまして、ほとんど九割以上は煮詰まつておりますが、あと少しでもう少し煮詰まらぬところがありまして、まだお手元にお配りしていいのははなはだ残念でございますが、もし必要としますれば手元にいま持つておりますから、ひとつごらんいただきたいと思ひます。

○鬼木勝利君 政令案が必要でありますれば、いまここにありますなんというふざけたことを言わないので、現在大蔵省と折衝中だろうが、ほんとうにもう不届き千万ですよ。あなたの言うのは、まだ現在政令案はまとまっていない、まことに申しわけありませんからといって、そうしてこの法案を審議してくれ、しかもこれを採決してくれ、とんでもない、何を言つておるのか。そんなばかげた話はないよ。全部この法案の成否はその政令にかかるつておるのでしよう。だから政令案をこれにつけてわれわれに審議願いますと言うのが当然である。ここに持つておるから必要な差し上げます、当然必要じやないか。政令によつてこの法案は生きてくるのだ。ほんとうにもう何事を言つておるのか、あなたの方の言つておるのはわからぬよ。何も空で審議してくれ。だからその要綱だけでもいいから、直ちに委員会に提出してもらいたい。

○政府委員(財満功君) 政令の案につきまして現在大蔵省と詰めておりまして、そこでこの法律の施行令に規定する事項につきましては、つまり政令の要綱とでも申しましようか、要領とでも申しましようか、そのようなものはお出ししたいと思ひます。

と申しますが、将来五年くらいの見通しのもの申しますと、大体三次防がきまりませんと断には申し上げられませんが、現在の腰だめで年間施設予算としまして二百五十から二三百億前後のところへいくのではないかというふ考えております。したがつて、五ヵ年ですとはり千四、五百億近くなるんじやないだらういうふうに考えております。

○鬼木勝利君 それではあとでもいいのですその推定額を防音とそれから防災、それから安定措置、安全対策事業、損失の補償関係、いうのに分類して、私は将来の見通しに対する定額をいますぐ御答弁ができるば承りたいけれども、おそらくまだあなたたは頭をかしげているできないと思いますけれども、後刻書面で出いただきたい。それによつて私は検討いた、す。第三次防なんかとも関係がありますからなたの方は第三次防のほうに頭を入れてのぼせるから、こっちのほうにも少しのぼせてもらとをやってもらいたい。

○政府委員(小幡久男君) 大体二百五十から億の六割が先生がおつしやつたものの総計とますが、その分類した数字は現在手元にござせんので、整え次第お手元に差し上げたいとします。

○鬼木勝利君 その次に基地についての将来通しということについて私はお尋ねしたい。基地及び自衛隊基地の用途、坪数その他は史料をいたしました。それで大体わかりますが、本法案の立案の前提として米軍基地及び隊基地の様相が将来どうなつていくであろうそういう点をあなた方はどのように考えておるか。昭和三十二年ですかの岸・アイク声明づきますといふと、大量撤退による基地返還ということになつておりますけれども、そのまゝ返還されていない、わずかに小さなものつたかもしだれぬけれども。だから今後返還交続けるとして見通しはどう考えておられるかの点をひとつ承りたい。

久男君) 岸・アイク声明当時は、かなりの変化が起こっておりました。と申しますと、現在では撤退したあとのぎりぎりのところを、あるいはさらには米軍が持っております基地を自ら縮小とかいうことと離れまして、そういう点につきお伺いします。そういう点につきましては、そういうお考えを持っておられるところ、簡単には予見できない現状であります。そこで、この兵力の削減に伴う縮小といふことについて、簡単に述べたいと思います。

久男君) 全部をそうするわけではなく、自衛隊が漸増してまいりましたが、その原因は、たゞ一つであります。それは、自衛隊基地は、これは第1回の際にもお話し致しましたが、現在では撤退したあとのぎりぎりのところを、あるいはさらには米軍が持っております基地を自ら縮小とかいうことと離れまして、そういう点につきお伺いします。そういう点につきましては、そういうお考えを持っておられるところ、簡単には予見できない現状であります。そこで、この兵力の削減に伴う縮小といふことについて、簡単に述べたいと思います。

とは何にもわからぬのだが、米軍基地には民有地が含まれている。そういうことを地元民にも相談しないで、将来は自衛隊の基地にそれを移管していくのだというような一方的な考え方であなた方が考えて進められるということは、これは私はもつてのはかだと思うんですね。そういうことに対しても、あなた方どういうふうにお考えになつておるか、これはあとでまた私は聞きたいと思うのですけれどもね。

○政府委員小幡久男君 先生御指摘のとおり、米軍基地につきましては三割ほど公民有の土地があることは事実でございます。これは米軍が条約に基づきまして一定の期間おるということになつておりますので、永久におるというたてまえになつておりませんので、自衛隊の基地にいたします場合には、原則として恒久的でありますので、つとめてこれを購入したいというふうに考えております。当然転換する際には、民有地につきましては買うものは買う、借りるものは借りる、はつきりその地主に相談して承諾を得た上で転換をしたいというふうに考えております。

○鬼木勝利君 そこでこれは関連してくるんですけれども、本法案の中のいわゆる防衛施設ということについて私はお尋ねしたいんですがね。本法案は、防衛施設といふ概念で米軍基地も自衛隊基地も、双方一緒にひらくめて規定している。こういうことに私は問題があると思う。なるほど防衛施設庁がその所掌として米軍基地と自衛隊基地双方の基地行政を担当している、それはそれなりにわかりますけれども、あるがゆえに、本法案のように防衛施設といふ概念で、一緒に米軍も自衛隊も規定しておる。これは私はうなづけないのであります。というのは、米軍基地は地位協定といふ条約によつてその基礎が置かれておる。いわゆる地位協定の実施に伴う七地の使用等に関する特別措置法である、あるいは特損法、あるいは米軍の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律であります。そういうことが適用されている適用を受けている。だから自衛隊基地とはもう法の体系そ

のものが全然別個になつてゐるんですよ。また実態上においては、米軍基地には先ほどあなたがおつしやつたように民有地が三分の一もある。自衛隊基地には全然民有地はない、こういうことになりますと、この本法案がいかに基地周辺対策を規定したものであったとしてもそれぞれ別の法律体系に属するものを、防衛施設といふ概念で一緒にまとめてこれをあらわす、表現するということには、私は大いにこれは無理があると思う。どうお考えになりますか、その点。

○政府委員小幡久男君 先生の御指摘のようになります。私は別になると思います。たとえば不法行為による損害とかといふうなものは、これは先生御承認のよう民法で別になつております。本法は地位協定の実施規定ではございません。地位協定によつて提供した基地が周辺に迷惑をしておる。これに対して日本政府がどういう周辺対策をとるかという点が中心でございます。こういう見地から見ますと、米軍の飛行場であつても、自衛隊の飛行場であつても、ショット飛行場は同じ周辺に障害を出しております。演習場も同じ種類の障害をしておる。したがつて、自衛隊等の施設といふ中に一緒に防衛施設といふものを含めまして、概念規定をいたしまして周辺対策としては差別する必要を認めないと見地から一緒にしたわけになります。これいまして、その点御了承願いたいと思っております。

○鬼木勝利君 だから米軍基地と、それから自衛隊基地のそれをすべて防衛施設と一緒にこれを規定してしまうということは、それは私が先ほど言ったように、将来米軍基地を返還してもらつた場合に、それを即ちそのまま自衛隊の基地にしようというあなたの下心である、こうしか思われない。米軍基地を将来返還されたときは自衛隊基地としてこれをそのまま使用していく、だから米軍の防衛施設も、自衛隊の防衛施設もおんじだ防衛施設だということで一律に解釈していいこう、で、そういうことになるというと、先ほど私は言いましたように、あなたも言われたように民有地

は三分の一もある。そうすると、その土地の所有者の意向も聞かずに、地元民の意向も聞かずに、将来はこれは自衛隊の基地に肩がわりしていくんだというような、そういうことは誤解を招きます。その点どう考えますか。私はつい分深いところまで考えて、あなた方にお尋ねしているんだ。

○政府委員小幡久男君 おつしやるようになりますので、防衛施設といふことで一括しておりますので、あるいはそういう誤解を与えることになるかもしれません。せんが、米軍の施設が自衛隊の施設になる場合には、解除という正式な手続がありまして、自衛隊が自分の施設に使うためには、民有地につきましては新たに民間と正式の契約を結ばないと使えないということは、これは別の法律で当然そういう制度になつておるわけでございます。したがいまして、この法律で自動的に知らぬ間に民意を無視して、アメリカの施設が自衛隊の施設になつてしまつておつたといふうなことは、この法律からは全然出てこないものでございますから、その点はひとつ御理解願いたいと思っております。

○鬼木勝利君 そういう誤解を招くんだといふことはあなたが認められたんだが、私もそう思うからあなた方にそれをお尋ねしている。

○鬼木勝利君 そういう誤解を招くんだといふことはあなたが認められたんだが、私もそう思うからあなた方にそれをお尋ねしている。

次に、本法案と特損法についてちょっとお尋ねしたい。これはたびたびこの委員会で論議されましたが、特損法と同趣旨のことが第三章に規定してある、自衛隊の特定の行為について特別損失の補償を認めようとする。ここに私は問題があると思う。もともと特損法はこれはもう御承認したように、特損法と同趣旨のことが第三章に規定してある、自衛隊の特定の行為について特別損失の補償を認めようとする。ここに私は問題があると思う。もともと特損法はこれはもう御承認したように、特損法に基づく農業、林業、漁業、こういった農業の被害とか、そういうことで二十八年に制定されたんだとこう聞いておりますが、そのとおり、東京湾の防潜網の設置による漁業の被害とかあるいは私らの福岡県の芦屋の防風林の伐採による農業の被害とか、そういうことで二十八年に制定されたんだとこう聞いておりますが、そういう特損法に基づく農業、林業、漁業、こういう損害に国家に補償義務を負わせる。これら何らかの行為だけこれを認めるとか、そこには問題がござりますが、わざわざそれを認めるとか、それが非常に問題になつておる。だから自衛隊以外の国家活動で当然同程度の損失を与えているものがあるはずである。そういうものについては一体どうなるのだと、こういふ疑問が起こつてくるんです。厚生大臣が国会で答弁しておるところによりますと、来通常国会に規定しておるところの公害基本法と矛盾するような、そこするような点が出てきやせぬ

は。そういう点が今度は厚生大臣が出す公害基本法と一致すればいいけれども、そこしたり食い違つたり。だからなぜ公害基本法の制定を待つて厚生大臣が公害基本法を来通常国会に出すと、それをリードするだけのりっぱなものであればけつこうです。その点の自信ありやいなや。

○政府委員(小幡久男君)　いま先生のおっしゃつた点は、非常に重要な問題だと思つております。われわれとしましては、先ほど言いましたように一般公害と違つた、まず自衛隊の特殊性のものだけを先へ進ませておいて、一般公害の基本法等が出来ました場合には、先生のおっしゃる矛盾する場面があるかもしれません。たとえば一般公害では、おそらく工場規制なんかはその原因を起こすほうの規制が相当きついんじゃないかと思うんです。そういう点につきましては、自衛隊はまあ訓練というものがござりますから、訓練を弱めるような規制をみずからはできないと、まあそういう点はございましょうが、それ以外の点でございましたら、私たちは一般公害の法案が後に出ましたものを十分検討いたしまして、改正を要する点があつたらどしどし改正したいと、かように考えております。

○鬼木勝利君　そこで本法案の第三章の規定といえば、特損法の補償と全く同趣旨のものであると私は思うんですが、從来からこの特損法の補償対象並びに範囲はまあ限られておる。そこに非常に問題が多かつたんでしよう。昭和二十八年の特損法が制定されましたときに、国会で審議されて、それでいろいろの将来これに対する検討すべき点が指摘されて、衆参両院の水産委員会なんかで附帯決議がつけられておる。これは御承知と思う。その附帯決議に対する検討をされたかどうか。それでこの機会になぜそれを改善されなかつたか。その点を承りたい。

○政府委員(財務次官) 先般の特損法の審議の際につけられました附帯決議は、一つは手続の簡素化ということでござります。それから次に完全補償をせよということでございます。第三は各省間の緊密な連絡による損失の的確な調査及び補償金の迅速な交付ということでござります。

行機の騒音、危険感に悩みます農業経営阻害補償に関しては、これは計算上一〇〇%補償としてしまして完全補償をしておるというふうに考えております。

○鬼木勝利君 この特損法はね、非常に狭められてた面の補償になつておりますね。農業とか林業とか漁業と、そういう経営上の損失というように限定されておる。だから、なぜそれを今回その範囲を広めて、一般の民家とかあるいは商店等にもなればなかなかたかど、この点をお尋ねしたい。  
○政府委員(財満功君) この防衛施設の周辺住民に与えております障害のうちで、どのような障害を補償の対象にするかということ是非常に困難な問題がござります。先ほど先生がおつしやましたように、他の国家活動または企業の事業活動に起因して生じますいわゆる公害、これは私どもの長官からもお答えしたところでございますが、これとも密接な関係がある問題であろうと田畠の対象とするというふうに考えた次第でござります。そこで、障害の特に顕著な農業、漁業、林業等の事業經營上与える損失を第一義的に補償して、商工業経営者等の方々につきましては補償の対象としないものでござりますけれども、しかし、これらの方々を含めまして周辺の住民の方々のいわゆる生活または事業活動を阻害する障害がある場合におきましては、本法第四条におきまして、その障害の緩和に資するために事業經營の安定に寄与する施設の整備をいたしたいということで、私どもはこの法律を考えておるわけでござります。

ておるよう、ものさしといふものが全然ない。これでは納得がいきません。その周辺の民衆なんかが非常に困った場合に、これはそれに該当しないと言われたら、それでおしまいだ。だから、これは骨抜きの案だと思う。血が通っていない。これはどうですか。

○政府委員(小幡久男君) 損失の補償で農業、林業、漁業といふものを優先的にいたしましたのは、こういふものは自然の土地の広がりとか、水面の上で生業を営んでおられまして、そういうところに対する障害といふものは、だれしも客観的に判明するものでござります。ところが、商工業というふうになりますと、まあ騒音もございましょうが、はやるか、はやらぬかという問題は、本人の能力にも関係する面があると思ひます。また、いろいろむずかしい問題がございまして、一般の公害の問題といったしまして、現在、非常に真剣に議論されておりますので、私たちは必ずそういうものの中から将来は一つの概念が生まれまして、こういふものは、やはり救わなければいかぬというものが生まれてくるのではないかと思ひます。そういう含みは将来十分考えておりまして、第九条でも、農業、林業、漁業その他政令で定める事業といふ余地を残しております、政令の中に、そういった概念が成熟して、政令に盛つてもいい時代が来ますれば、盛る用意はしていま検討しておるという段階でござりますので、ひとつ御了承願いたいと思っております。

○鬼木勝利君 だから、私が書つておるのは「漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。」こういうのでありますけれども、これは、ほんとうに抽象的であつて、いまあなたたちが言われるように、非常に困難だと、非常に複雑なあれがあるのであるからなかなかむずかしいと、そこでそういうのを査定し、そういうのを指定するのには、どういふうな方法でやるのかと、そういうのに、この法案に、今度はつきり、そういう点を加味して、そして、改善してもらいたかった

んですね。何ら改善していない。二十八年のこの特損法が通った場合に附帯決議がついておるけれども、その附帯決議は考えたというのですが、いわゆる文字通り考え方だけで、何も具体的に載せていない。それを考へるのは考えたでしょう。考えたでしようけれども、その考へた結果が、具体的に何も表現されていない。そこぶる抽象的である。これは、この法案の規定は、あなた方は特損法と同趣旨のものであるとおっしゃるけれども、本法案の第三条の規定は、あるいは特損法の施行令や、あるいは施行規則の、そのものを法律段階にあげたというだけであって、むしろ、今までより、私はきびしくなっているのだ、よりきびしくなったとしか思われない。そういう点はどう考へたらいいか。

○政府委員(小幡久男君) 特損法との関係は、さ

らに詳しく申しますと、特損法では結果のほうを

法律に書いております。障害の損失の今度の法案

は、その原因となります行為のほうを法律に書い

ておりますという差異はございますが、それぞれ

政令で反対のことを書いてありますので、法律と

政令とお読みくださいれば実体的には変わりないと

思います。なお、先ほどのお話を商工業につい

て、何も配慮ないではないかという点を、さらに

ふえたしますと、「その他政令で定める事業」

の中に一つではございませんけれども、農業や林業

や水産業でないところの船舶運航業で回り道をす

るような輸送事業に対しても、これを政令で認め

ております。こういったものが将来周辺であらわ

れてまいりますれば、われわれは農業、林業、水

産業にこだわることなく、こういった概念が商工

業の中から成熟して、どうしても、これは救つて

やれといふような類型が一般の公害の中から生ま

れてくれば、私たちは政令に追加するということ

は、決してやぶさかではありません。したがいま

して、将来の問題として、ここはひとつ検討をし

ぱらくさせていただきたいと思っております。

○鬼木勝利君 次に、もう少し突っ込んで聞きた

いのですけれどもね、時間がだんだん迫ってきた

のだから、本法案であなた方が考へられておる障

害という意味ですがね、第三章の損失補償、これ

は別として、他は全部防衛施設の運用によつて

生ずる障害防止、こういう考へ方が中心になつて

おるようでござりますが、障害というものは一体ど

ういうことを意味するのか、また、これと第三章

の損失というのはどういう関係にあるのか、重複

して考へられる面もあらうかと思うのでございま

すが、障害と損失と、その適用の関係性ですか、

その適用の関係といいますか、こういうところだ

な、そういうことでひとつお尋ねしておく、どう

もよくわからない。

○政府委員(小幡久男君) 非常に重要な御質問と

思いますが、一般的に広い意味の障害の中には

損失も入ると思います。しかしながら、その適用

の限界という点から厳密に申しますと、損失と障

害と分けて書いておりますのは、先に損失から申

しますと、損失のほうは、どうしてもそれは救濟

せねばいけない義務を負う、国家が。したがつ

て、その損失を受けた者は、それの補償を請求し

得る権利があるという非常に厳格なものが損失で

あります。障害のほうは、なるほど騒音とかある

いは災害のおそれがあるとか、いろいろな障害は

与えておりますが、国家がその予防の義務を負う

ことがあります。そういうふうな不公平を是正するという見地の助

成を要する障害というのが三条、四条の障害でござります。九条はそれよりもさらに進んで、どう

してもこれは救済せねばいけない、また救済して

もらう権利があるという厳格なものが九条であります。

○鬼木勝利君 どうもおもしろい解釈をします

ね。障害というのは単なる障害で、損失というの

は、國家のこれに対するところの補償の義務があ

る。こういうふうに解釈しようと、こういうわ

けですね。だから、それに二様使つていつたと、

こういうわけですね。損失と障害と、障害に補償

の義務がないと、そういうことは辞書に載つてお

りますかね。そんなことあなたの考へられておる障

害ですかね。そんなことあなたの考へじやない

ですか、無理に使つたのじやないか、つまり第三

でも、その附帯決議は考へたというのですが、い

いわゆる文字通り考へただけで、何も具体的に載せ

ていない。それを考へるのは考へたでしょう。考

えたでしようけれども、その考へた結果が、具体

的に何も表現されていない。そこぶる抽象的であ

る。これは、この法案の規定は、あなた方は特損

法と同趣旨のものであるとおっしゃるけれども、

本法案の第三条の規定は、あるいは特損法の施行

令や、あるいは施行規則の、そのものを法律段階

にあげたというだけであって、むしろ、今まで

より、私はきびしくなっているのだ、よりきびしく

くなつたとしか思われない。そういう点はどう考

えたらいいか。

○政府委員(小幡久男君) 特損法との関係は、さ

らに詳しく申しますと、特損法では結果のほうを

法律に書いております。障害の損失の今度の法案

は、その原因となります行為のほうを法律に書い

ておりますという差異はございますが、それぞれ

政令で反対のことを書いてありますので、法律と

政令とお読みくださいれば実体的には変わりないと

思います。なお、先ほどのお話を商工業につい

て、何も配慮ないではないかという点を、さらに

ふえたしますと、「その他政令で定める事業」

の中に一つではございませんけれども、農業や林業

や水産業でないところの船舶運航業で回り道をす

るような輸送事業に対しても、これを政令で認め

ております。こういったものが将来周辺であらわ

れてまいりますれば、われわれは農業、林業、水

産業にこだわることなく、こういった概念が商工

業の中から成熟して、どうしても、これは救つて

やれといふような類型が一般の公害の中から生ま

れてくれば、私たちは政令に追加するということ

は、決してやぶさかではありません。したがいま

して、将来の問題として、ここはひとつ検討をし

ぱらくさせていただきたいと思っております。

○鬼木勝利君 次に、もう少し突っ込んで聞きた

いのですけれどもね、時間がだんだん迫ってきた

のだから、本法案であなた方が考へられておる障

害という意味ですがね、第三章の損失補償、これ

は別として、他は全部防衛施設の運用によつて

生ずる障害防止、こういう考へ方が中心になつて

おるようでござりますが、障害というものは一体ど

ういうことを意味するのか、また、これと第三章

の損失というのはどういう関係にあるのか、重複

して考へられる面もあらうかと思うのでございま

すが、障害と損失と、その適用の関係性ですか、

本法案の第三条の規定は、あるいは特損法の施行

令や、あるいは施行規則の、そのものを法律段階

にあげたというだけであって、むしろ、今まで

より、私はきびしくなっているのだ、よりきびしく

くなつたとしか思われない。そういう点はどう考

えたらいいか。

○政府委員(小幡久男君) 特損法との関係は、さ

らに詳しく申しますと、特損法では結果のほうを

法律に書いております。障害の損失の今度の法案

は、その原因となります行為のほうを法律に書い

ておりますという差異はございますが、それぞれ

政令で反対のことを書いてありますので、法律と

政令とお読みくださいれば実体的には変わりないと

思います。なお、先ほどのお話を商工業につい

て、何も配慮ないではないかという点を、さらに

ふえたしますと、「その他政令で定める事業」

の中に一つではございませんけれども、農業や林業

や水産業でないところの船舶運航業で回り道をす

るような輸送事業に対しても、これを政令で認め

ております。こういったものが将来周辺であらわ

れてまいりますれば、われわれは農業、林業、水

産業にこだわることなく、こういった概念が商工

業の中から成熟して、どうしても、これは救つて

やれといふような類型が一般の公害の中から生ま

れてくれば、私たちは政令に追加するということ

は、決してやぶさかではありません。したがいま

して、将来の問題として、ここはひとつ検討をし

ぱらくさせていただきたいと思っております。

○鬼木勝利君 次に、もう少し突っ込んで聞きた

いのですけれどもね、時間がだんだん迫ってきた

のだから、本法案であなた方が考へられておる障

害という意味ですがね、第三章の損失補償、これ

は別として、他は全部防衛施設の運用によつて

生ずる障害防止、こういう考へ方が中心になつて

おるようでござりますが、障害というものは一体ど

ういうことを意味するのか、また、これと第三章

の損失というのはどういう関係にあるのか、重複

して考へられる面もあらうかと思うのでございま

すが、障害と損失と、その適用の関係性ですか、

本法案の第三条の規定は、あるいは特損法の施行

令や、あるいは施行規則の、そのものを法律段階

にあげたというだけであって、むしろ、今まで

より、私はきびしくなっているのだ、よりきびしく

くなつたとしか思われない。そういう点はどう考

えたらいいか。

○政府委員(小幡久男君) 特損法との関係は、さ

らに詳しく申しますと、特損法では結果のほうを

法律に書いております。障害の損失の今度の法案

は、その原因となります行為のほうを法律に書い

ておりますという差異はございますが、それぞれ

政令で反対のことを書いてありますので、法律と

政令とお読みくださいれば実体的には変わりないと

思います。なお、先ほどのお話を商工業につい

て、何も配慮ないではないかという点を、さらに

ふえたしますと、「その他政令で定める事業」

の中に一つではございませんけれども、農業や林業

や水産業でないところの船舶運航業で回り道をす

るような輸送事業に対しても、これを政令で認め

ております。こういったものが将来周辺であらわ

れてまいりますれば、われわれは農業、林業、水

産業にこだわることなく、こういった概念が商工

業の中から成熟して、どうしても、これは救つて

やれといふような類型が一般の公害の中から生ま

れてくれば、私たちは政令に追加するということ

は、決してやぶさかではありません。したがいま

して、将来の問題として、ここはひとつ検討をし

ぱらくさせていただきたいと思っております。

○鬼木勝利君 次に、もう少し突っ込んで聞きた

いのですけれどもね、時間がだんだん迫ってきた

のだから、本法案であなた方が考へられておる障

害という意味ですがね、第三章の損失補償、これ

は別として、他は全部防衛施設の運用によつて

生ずる障害防止、こういう考へ方が中心になつて

おるようでござりますが、障害というものは一体ど

ういうことを意味するのか、また、これと第三章

の損失というのはどういう関係にあるのか、重複

して考へられる面もあらうかと思うのでございま

すが、障害と損失と、その適用の関係性ですか、

本法案の第三条の規定は、あるいは特損法の施行

令や、あるいは施行規則の、そのものを法律段階

にあげたというだけであって、むしろ、今まで

より、私はきびしくなっているのだ、よりきびしく

くなつたとしか思われない。そういう点はどう考

えたらいいか。

○政府委員(小幡久男君) 特損法との関係は、さら

に詳しく申しますと、特損法では結果のほうを

法律に書いております。障害の損失の今度の法案

は、その原因となります行為のほうを法律に書い

ておりますという差異はございますが、それぞれ

政令で反対のことを書いてありますので、法律と

政令とお読みくださいれば実体的には変わりないと

思います。なお、先ほどのお話を商工業につい

て、何も配慮ないではないかという点を、さらに

ふえたしますと、「その他政令で定める事業」

の中に一つではございませんけれども、農業や林業

や水産業でないところの船舶運航業で回り道をす

るような輸送事業に対しても、これを政令で認め

ております。こういったものが将来周辺であらわ

れてまいりますれば、われわれは農業、林業、水

産業にこだわることなく、こういった概念が商工

業の中から成熟して、どうしても、これは救つて

やれといふような類型が一般の公害の中から生ま

れてくれば、私たちは政令に追加するということ

は、決してやぶさかではありません。したがいま

して、将来の問題として、ここはひとつ検討をし

ぱらくさせていただきたいと思っております。

○政府委員(小幡久男君) 特損法との関係は、さら

に詳しく申しますと、特損法では結果のほうを

法律に書いております。障害の損失の今度の法案

は、その原因となります行為のほうを法律に書い

&lt;p

たちが一方的にこれをきめてしまうか、こういうことですよ。いろいろ参考書類を見なくとも、答弁できなくちや、おかしいじやないか。

○政府委員(小幡久男君) こういうものにつきましては、過去二十年近く経験を積んでおりまして、八、九割までは類型的にわれわれもわかつております。また、予防も十分見ておりますし、またこういう施策をやります場合には、絶えず農林省関係なら農林省、建設省関係なら建設省等に連絡をいたしまして、十分縦横の行政あるいは地方の御要請とそのないようにならぬようにいたしまして、万全を期したいと思っておりますので、御心配のようなことは、われわれの独善におちいるようなことは、つとめて避けるように努力しておりますので、そのように御了承を願いたいと思います。

○鬼木勝利君 次に第四条。これは基地交付金は

本法案に含まれないようになつたと、その理由は

先ほど聞きました。それはそれでいいが、本年度

は、先ほど申しましたように、これは第四条のは

うで五億円計上してあるが、将来はどの程度まで

これは見込んでおりますか。

○政府委員(小幡久男君) まだその点正確な数字

を予測して申し上げるまでには至つておりません

が、先ほど申しましたように、二百五十億から二

百八十億という台に乗せた場合に、現在との比例

から見ますと、やはり十五億、二十億という時期

もそう遠くないと考えております。

○鬼木勝利君 そういう点が私はあなたが先ほど

言つたように、本年度は五億円で試験的にやつて

みるんだと、来年のこととも考えていない、再来年

のことは、どういうところまで意味しているのか、その点ひとつ。

がない、計画性がないということを言つておるわけです。

○政府委員(財満功君) 開場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○鬼木勝利君 第五条についてはまだ私はお尋ね

したいんだけれども、ちょっと時間がありません

から、それを省きまして、第六条で資金の融通で

すが、附則を見ても第六条以下の業務が防衛施設

府の所掌とするとは明確に書いてない、いわれて

いない。これは一般にわかるよう、その所掌を

明示すべきではないかと私は思うんですが、その

点はどういうふうに考えておられますか。また、その

資金の融通あつせんですね。その他の援助を具

的に説明していただきたい。

○政府委員(小幡久男君) まず最初に、所管を

防衛施設といふうに明確にいたさなかつた理

由は、第六条はこれは資金の問題でございまし

て、これは大蔵省あるいは自治省の所管の問題で

ございます。第七条は、これまで主として大蔵省

の問題でござりますので、われわれとしまして

は、事実上のあつせんなり。協力を非常に強く推

進するという意味で所管を考慮いたしまして、防

衛施設と書きはよろしいんでございますが、実

際上は所管があるという気持ちで、協力したいと

思つております。なお、具体的な例につきまして

は施設部長から……。

○政府委員(財満功君) 国が融通できます資金

は、資金運用部資金あるいは郵政大臣の所管いた

ております簡易生命保険あるいは郵政年金の積

み立てというふうなものがあるわけでございま

す。これらの資金とかあるいは積み立て金とい

ます。

なお、ラジオ、テレビにつきましては、これも

いろいろ議論がございましたが、これは現在法体

系を異にしておりまして、放送法の中、放送協

会が定める基準の中で解決できるという見通しが

つきましたので、これは行政的な問題としまし

ます。

○政府委員(財満功君) は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

○政府委員(財満功君) 飛行場に閑しまして

は、いま先生おつしやいましたようなジエット・

エンジンを主動力といたします飛行機の離着して

おります飛行場というふうに考えております。現

在指定する区域、いわゆる特定飛行場の周辺移転

等を行ないます範囲と申しますのは、先ほど施設

署長官からお答えいたしましたように、地形整

備、飛行機の機種その他の条件を勘案いたしまし

て、合理的に定めてまいりたいというふうに申し

上げたわけでございまして、画一的にどういうふ

うにきめるというふうなことではない次第でござ

ります。

一、第三条第二項の運用については、防衛施設周辺の騒音被害の実情にかんがみ、対象施設の範囲、補助率等について特に配慮すること。

二、第四条に規定する「防衛施設」については、本条の趣旨にかんがみ、これを限定することは、本条の趣旨にかんがみ、これを限定することなく、彈力的に運用するよう配慮するとともに、「防衛施設の運用」については、防衛施設の維持管理をも含めて運用するよう配慮すること。

三、第四条の規定の運用については、防衛施設周辺地域の住民の生活の実情にかんがみ、対象施設の範囲、補助率等について特に配慮すること。

四、第四条に規定する民生安定施設の助成については、将来の経費の増額について特に積極的に配慮すること。

五、第四条の規定により市町村の行なう間接援助については、事業主体の意思を尊重し、市町村が適切な配慮をするよう指導すること。

六、防衛施設周辺地域を管轄する都道府県についても、第四条の規定に準じ、行政措置を講右決議すること。

この附帯決議案の趣旨は、当委員会の審査を通じ、また、案文により明らかでありますので、説明を省略させていただきます。以上でございま撲滅をいたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 別に御発言もないようございますから、八田委員提出の附帯決議案の採決をいたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めます。

〔賛成者挙手〕

八田委員提出の附帯決議案は、全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、發言を求められておりますので、この際これを許します。松野防衛施設長官。

○國務大臣(松野輔三君) ただいまの附帯決議につきましては、十分尊重するよう努力いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) それでは、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。  
午後五時四十八分散会

六月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧勅章年金受給者に関する特別措置法  
(衆)

〔予備審査のための付託は同日〕

旧勅章年金受給者に関する特別措置法  
旧勅章年金受給者に関する特別措置法  
(この法律の趣旨)

旧勅章年金受給者に関する特別措置法  
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、旧勅章年金受給者のかつて受けたいた經濟的待遇が失われたこと等の事情にかんがみ、その処遇の改善を図るために、特別の措置として一時金を支給することに關して定めるものとする。

(一時金の受給権者)

第二条 昭和二十年十一月三十一日において旧金

鵠勅章年金令(明治二十七年勅令第百七十三号)による年金(同令第三条の規定によるものを除く。)を受ける権利を有していた者で昭和三十八

年四月一日に日本の国籍を有していたもの(以下「旧勅章年金受給者」という。)には、一時金を支給する。

第三条 一時金の額は、十万円とする。

第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

第五条 旧勅章年金受給者で昭和二十一年一月一日から昭和三十八年三月三十日までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を支給しない。

第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に一時金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

第七条 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした一時金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなされし、その一人に対してした一時金を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

(異議申立期間)

第八条 一時金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

第九条 一時金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十八条の規定にかかるず、前項の異議申立てについては、同法第十四

第十一条 一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。(非課税等)

第十二条 一時金に関する書類には、印紙税を課さない。

第十三条 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を處理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

第十四条 内閣総理大臣は、一時金の支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏及び前項の政令で定める者に交付することができる。

第十五条 内閣総理大臣は、この法律によりその権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者に委任することができる。

(事務の委任)

第十六条 内閣総理大臣は、この法律によりその権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者に委任することができる。

第十七条 この法律に規定するものほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令で定める。

第十八条 この法律は、公布の日から施行し、附則第一項及び第三項の規定を除き、昭和三十八年四月一日から適用し、附則第二項及び第三項の規定は、昭和四十一年七月一日から適用する。

第十九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわなければ、時効によつて消滅する。

(時効)  
第二十一条 昭和二十一年三月三十日内閣告示第九号によつて、昭和二十一年三月三十日付の通知を受けた者で昭和四十一年七月一日においてその支給を受ける

第三項の規定を準用しない。

(時効の中断)  
第二十二条 一時金に関する処分についての異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(受給権の保護)



なる特別障害給付金又は特別打切給付金の額に相当する金額の支給金を、その者の遺族でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものに対し、支給する。

4 新法第四条、第十二条、第十三条、第十五条から第十七条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、前二項の支給金について準用する。この場合において、新法第十二条及び第十二条中「この法律の施行の日」とあるのは、「連合国占領軍等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律」の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第一号）の施行の日」と読み替えるものとする。

#### (妻に対する支給金)

5 この法律の施行の際ににおける被害者の妻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はこの法律の施行前に被害者が死亡している場合においては被害者の死亡の当時における妻で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、この法律の施行の日において日本の国籍を有するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額の支給金を支給する。

一 新法の規定により特別障害給付金の支給を受けることができる者で当該身体障害の等級が第一級から第三級までに該当するものの妻  
七万五千円

二 新法の規定により特別障害給付金の支給を受けることができる者で当該身体障害の等級が第四級から第七級までに該当するものの妻  
五万円

三 新法の規定により特別遺族給付金の支給を受けることができる者で被害者の死亡の当時における妻（新法第十四条の四第四項において準用する新法第十二条第一項第一号に掲げる者である場合に限る）であるもの

四 新法の規定により特別打切給付金の支給を受けることができる者の妻  
五万円

五 附則第一項又は第三項の規定により次に掲げる支給金の支給を受けることができる者で被害者の死亡の当時における妻（前項において準用する新法第十二条第一項第一号に掲げる者である場合に限る）であるもの

イ 第一級から第三級までの身体障害の等級による特別障害給付金の額に相当する金額の支給金の支給を受けることができるもの  
ロ 第四級から第七級までの身体障害の等級による特別障害給付金の額に相当する金額の支給金の支給を受けることができるもの  
七万五千円 五万円

6 新法第四条、第十五条から第十七条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、前項の支給金について準用する。

ハ 特別打切給付金の額に相当する金額の支給金の支給を受けることができるもの  
五万円

本案施行に要する経費としては、約九億三千五百萬円の見込みである。